MATSUURA-CITY

松浦市
こども計画

令和８年３月

松浦市

市長あいさつ

本市においては、松浦市総合計画に掲げる「育つ・つながる・根をおろす」の基本理念のもと、６つの将来像の実現に向けたまちづくりを推進しております。

全国的な少子高齢化の進展や社会保障負担の増加、児童虐待、こどもの貧困等、保護者やこどもを取り巻く環境や問題の多様化が進むなか、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、国では、令和５年４月に「こども基本法」を施行、こども家庭庁を発足し、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、これまで以上にこども政策を総合的に推進する流れとなりました。

このようななかで、本市では、子ども・子育て支援法に基づき子育て家庭のニーズの把握や関係機関の現状把握を行い、令和７年３月に「第三期松浦市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援体制の確保、切れ目のない相談体制の整備等を進めているところです。この度、前述の「こども基本法」の規定に基づき、国の「こども大綱」及び「長崎県子育て条例行動計画」を勘案したうえで、第三期計画に新たに「子ども・若者計画」を加え、本市のこども・若者に関する総合的な計画として「松浦市こども計画」を策定いたしました。本計画の推進により、本市のすべてのこどもたちがより健やかに成長【育つ】し、地域が一体となって【つながる】、子育て家庭や困難を抱えるこどもたちを支え住み続けたい【根をおろす】まちづくりを目指してまいります。

本計画の策定にあたっては、市民の皆様や関係機関の皆様から調査等に際して貴重なご意見をいただきました。また、ご議論・ご審議いただきました「松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会」委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心より厚くお礼申し上げますとともに、この計画の趣旨をご理解いただき、今後とも本市のこども・若者の希望ある未来へ向けたまちづくりにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和８年３月

松浦市長　友田吉泰

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の背景と趣旨 2
２　計画の位置づけ 3
３　計画の期間 4
４　計画の策定体制 4
第２章　本市のこども・子育てに係る状況 5
１　人口・世帯・人口動態等の状況 6
２　第二期松浦市子ども・子育て支援事業計画の達成状況及び評価 18
３　教育・保育事業の実績 25
４　地域子ども・子育て支援事業の実績 26
５　子育て世帯へのアンケート調査結果からみる現状 31
６　こども・子育て支援に関するヒアリング調査 38
７　若者アンケート調査の結果について 42
８　長崎県が実施したアンケート結果について 46
９　その他、こどもの意見を集約した取組み 49
10　本市における主な課題 50
第３章　計画の基本的な考え方 52
１　基本理念 53
２　基本目標 54
３　施策体系 55
第４章　施策の内容 56
基本目標１ 57
基本目標２ 59
基本目標３ 64
基本目標４ 72
基本目標５ 79
数値目標について 82
第５章　子ども・子育て支援事業計画 83
１　教育・保育提供区の設定 84
２　教育・保育事業等の提供体制 86
第６章　計画の推進に向けて 110
１　計画の推進体制 111
２　計画の進行管理 111
資　料 112

1　設置条例 113
2　委員名簿 115
3　策定の経緯 116

第１章

計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

国においては、こども・子育て支援として、平成 27 年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかかっておらず、令和４年には統計開始以来、初めて出生数が 80 万人を下回り、さらに令和５年には 72 万人台にまで減少するなど、予想以上に少子化が加速している現状が見受けられます。

また、こどもを取り巻く状況に目を向けると、近年のＳＮＳの普及や新型コロナウイルスの感染拡大防止対策における行動制限での交流・交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、子育て世代やこどもにも深刻な影響をもたらしています。

こうした状況を踏まえ、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和５年４月に「こども基本法」が施行され、令和５年 12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、こどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

松浦市（以下「本市」という。）では、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行等、根拠となる法律や関連する法律の動向を踏まえ、こどもの健やかな成長と自立を支援する本市の実現を目指し、令和７年３月に「第三期松浦市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第三期計画」という。）を策定しましたが、国の「こども大綱」及び「長崎県子育て条例行動計画」を勘案したうえで、本市における「こどもまんなか社会※」を実現するため、第三期計画に「子ども・若者計画」を加えた、本市のこども・若者に関する総合的な計画として「松浦市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※「こどもまんなか社会」とは・・

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である」としています。全てのこどもの、総合的、包括的な幸せな状態（ウェルビーイング）が目標として位置づけられています。

2　計画の位置づけ

▦計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。なお、本計画は「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に規定する「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に規定する「市町村子ども・若者計画」を内包する計画として位置づけます。

▦他計画との関係

本計画の推進にあたっては、「松浦市総合計画」を上位計画に位置づけ、国・長崎県が策定した関連の計画や本市の各種計画等との整合・連携を十分に考慮し、時代の変化における新たな課題に柔軟に対応できるよう努めています。

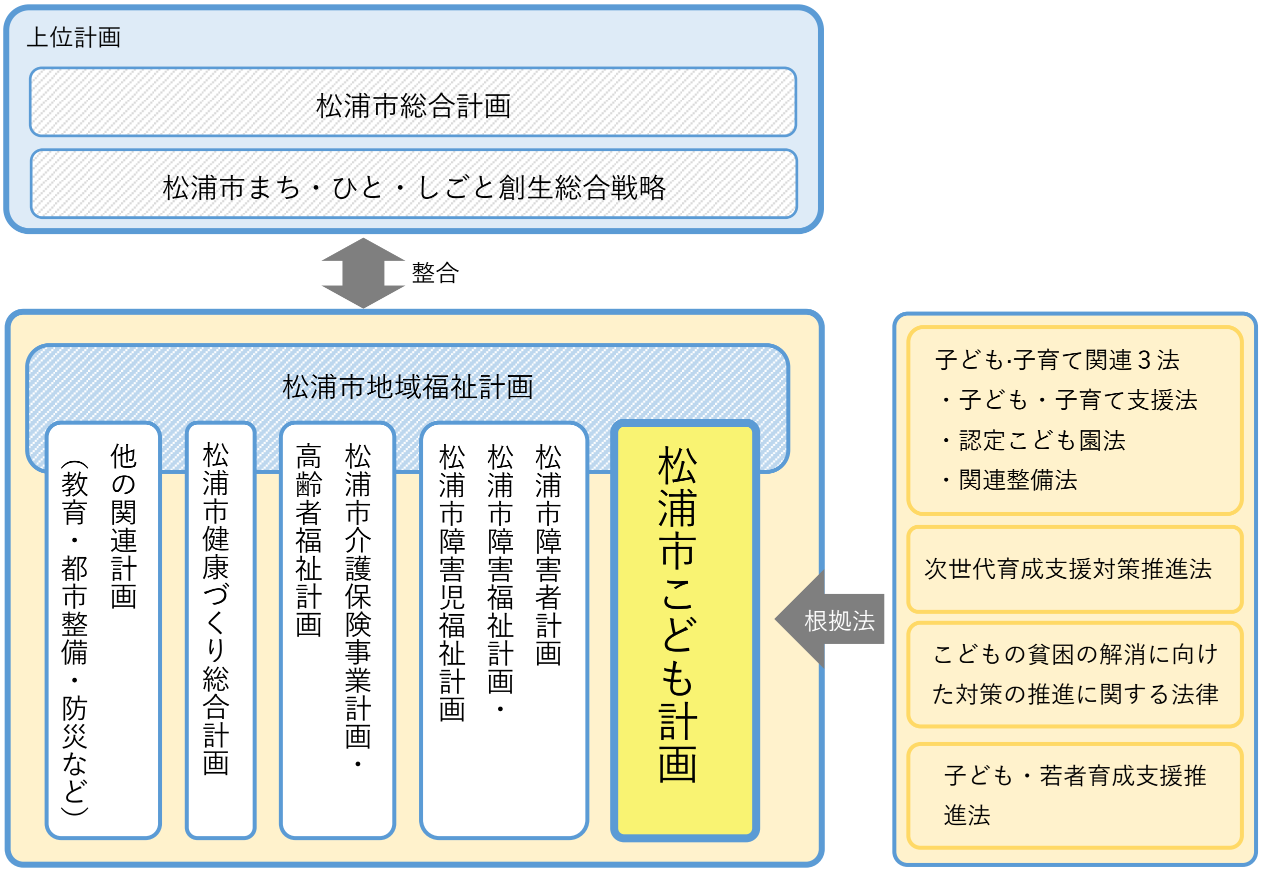

3　計画の期間

本計画期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とします。ただし、こども・若者を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

4　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会設置条例に定められている「松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

また、本計画の策定にあたっては、子育て世代をはじめ、市民の皆様のご意見を広く伺うパブリックコメントを実施します。

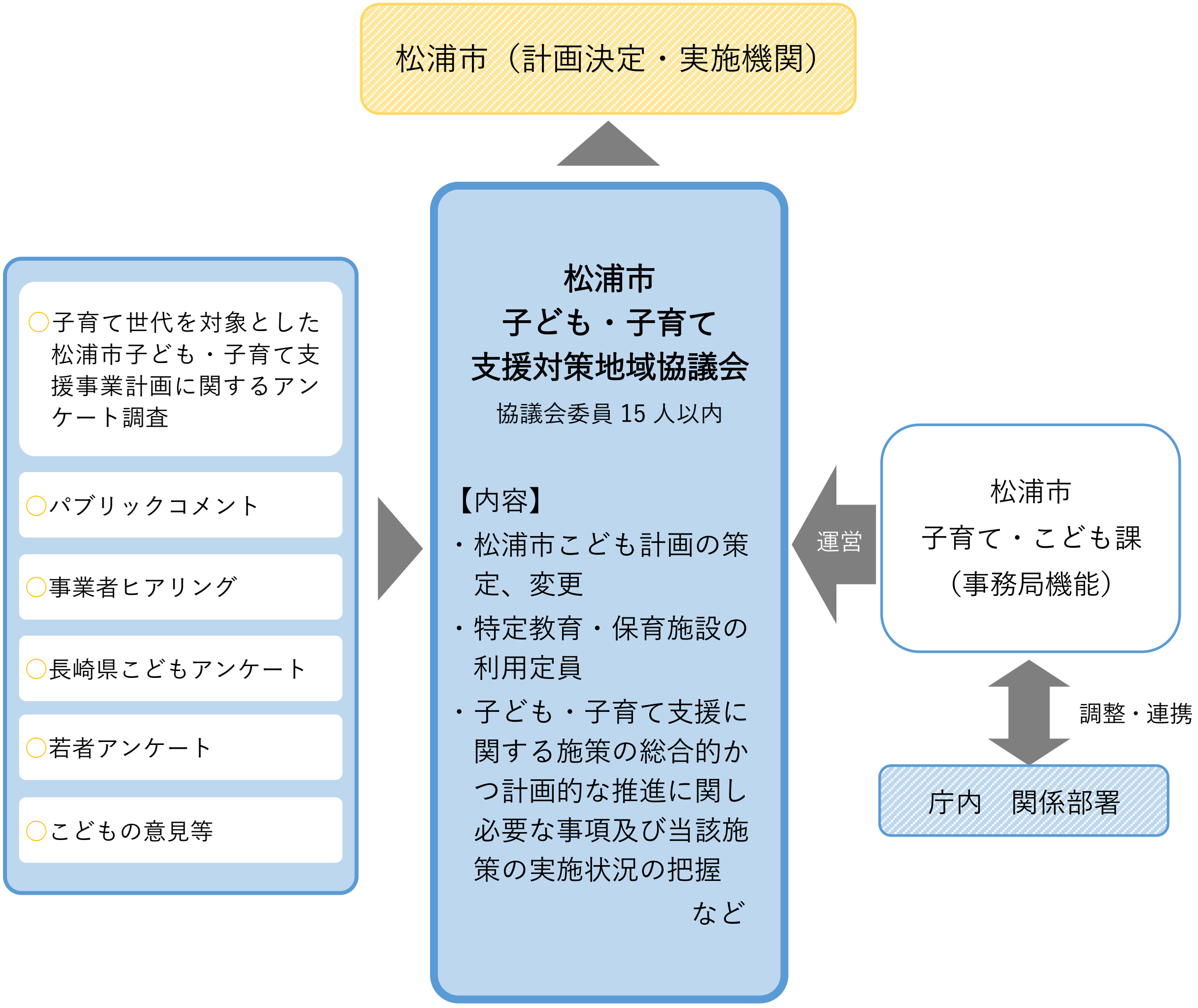

第２章

本市のこども・子育てに係る状況

1　人口・世帯・人口動態等の状況

（1）人口の推移

本市の総人口は、平成７年から令和２年にかけて 9,199 人（△30.2%）減少しており、年少人口（０～14 歳）においては約半数以上の 3,232 人（△55.7%）減少しています。

人口構成比は、年少人口は平成７年の 19.1%から令和２年の 12.1%へ低下している一方、老年人口は平成７年の 20.9%から令和２年の 36.9%へ上昇しています。

■総人口と年齢（３区分）別人口・構成比の推移

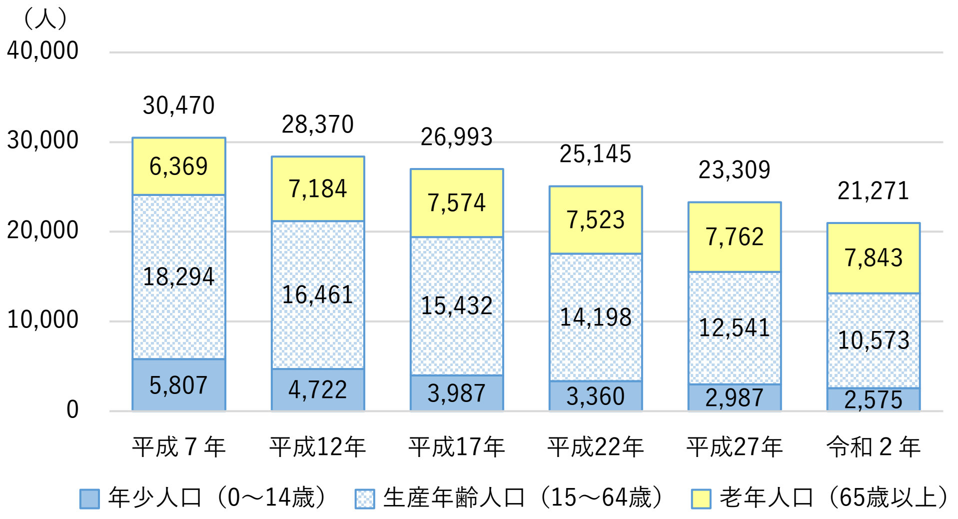

資料：国勢調査

【単位：人】

		平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
総人口		30,470	28,370	26,993	25,145	23,309	21,271
年少人口（０～14 歳）		5,807	4,722	3,987	3,360	2,987	2,575
	構成比	19.1%	16.6%	14.8%	13.4%	12.8%	12.1%
生産年齢人口（15～64 歳）		18,294	16,461	15,432	14,198	12,541	10,573
	構成比	60.0%	58.0%	57.2%	56.5%	53.8%	49.7%
老年人口（65 歳以上）		6,369	7,184	7,574	7,523	7,762	7,843
	構成比	20.9%	25.3%	28.1%	29.9%	33.3%	36.9%
年齢不詳		0	3	0	64	19	280

資料：国勢調査

※割合（%）については、それぞれの数値の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、合計値が 100.0%にならない場合があります。以下、割合について同様のケースがあります。

（２）地区別のこども人口の推移

本市における地区別の０～17 歳人口は、各地区ともに減少しています。

■松浦地区　年齢層別人口（０～17 歳）の推移

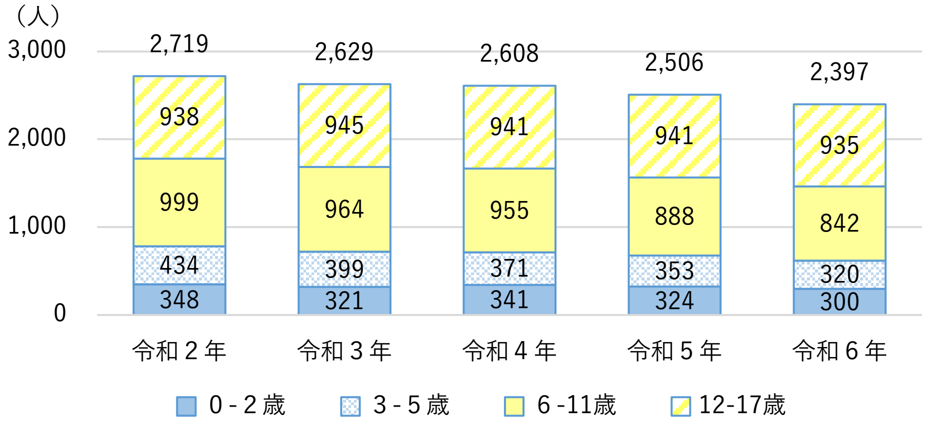

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■福島地区　年齢層別人口（０～17 歳）の推移

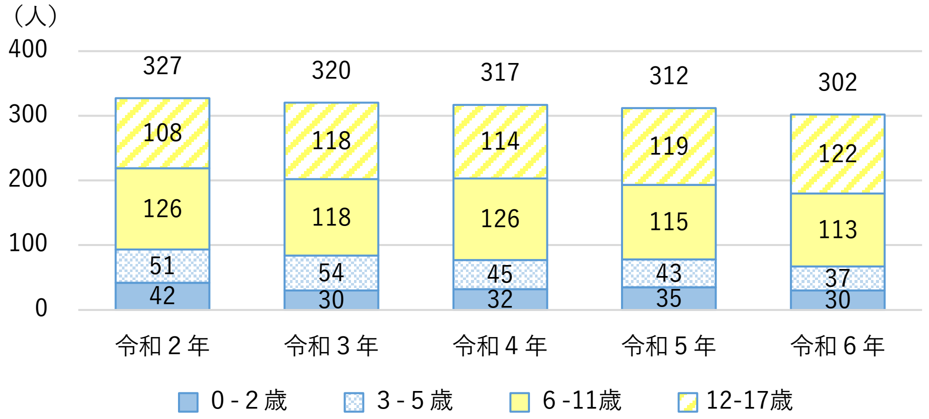

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■鷹島地区　年齢層別人口（０～17 歳）の推移

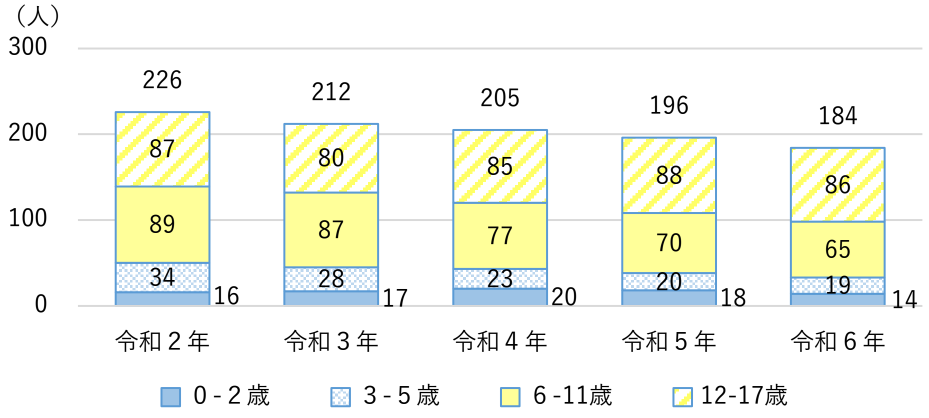

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（３）世帯の状況

本市の一般世帯数は減少しており、令和２年には 8,762 世帯となっています。そのうち核家族世帯は 4,497 世帯となっており、一般世帯に対する割合は 51.3%となっています。

こどものいる世帯については、令和２年に６歳未満の親族のいる世帯が 456 世帯、18 歳未満の親族のいる世帯は 1,109 世帯で、それぞれ一般世帯に対する割合は６歳未満の親族のいる世帯で 5.2%、18 歳未満の親族のいる世帯で 12.7%となっています。

母子及び父子世帯については平成 17 年をピークに減少しており、令和２年には 131 世帯と、一般世帯に対する割合は 1.5%となっています。

■家族類型におけるこどものいる世帯割合の推移

【単位：世帯】

区分	一般世帯数	うち核家族				
			夫婦のみ	夫婦とこども	男親とこども	女親とこども
平成 12 年	9,360	4,884	1,850	2,211	110	713
一般世帯数に対する割合		52.2%	19.8%	23.6%	1.2%	7.6%
平成 17 年	9,436	4,897	1,904	2,091	118	784
一般世帯数に対する割合		51.9%	20.2%	22.2%	1.3%	8.3%
平成 22 年	9,185	4,651	1,785	1,898	125	843
一般世帯数に対する割合		50.6%	19.4%	20.7%	1.4%	9.2%
平成 27 年	8,967	4,650	1,845	1,848	160	797
一般世帯数に対する割合		51.9%	20.6%	20.6%	1.8%	8.9%
令和２年	8,762	4,497	1,876	1,750	154	717
一般世帯数に対する割合		51.3%	21.4%	20.0%	1.8%	8.2%

資料：国勢調査

■６歳・18 歳未満の親族のいる世帯の推移

【単位：世帯】

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
一般世帯数	9,360	9,436	9,185	8,967	8,762
６歳未満の親族のいる世帯	582	589	497	535	456
６歳未満の親族のいる世帯（%）	6.2%	6.2%	5.4%	6.0%	5.2%
18 歳未満の親族のいる世帯	1,563	1,422	1,238	1,215	1,109
18 歳未満の親族のいる世帯（%）	16.7%	15.1%	13.5%	13.5%	12.7%

資料：国勢調査

■母子及び父子世帯の推移

【単位：世帯】

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
一般世帯数	9,360	9,436	9,185	8,967	8,762
母子及び父子世帯	200	219	206	179	131
母子及び父子世帯（%）	2.1%	2.3%	2.2%	2.0%	1.5%

参照：国勢調査

（４）自然動態・社会動態の状況

本市の自然動態は、各年ともに死亡数が出生数を上回っています。また、平成 29 年以降の減少数は 200 人以上となっています。

本市の社会動態は、各年ともに転出数が転入数を上回り、減少数が 200 人を上回る年もありましたが、令和４年と令和５年は 100 人を下回っています。

■自然動態の推移

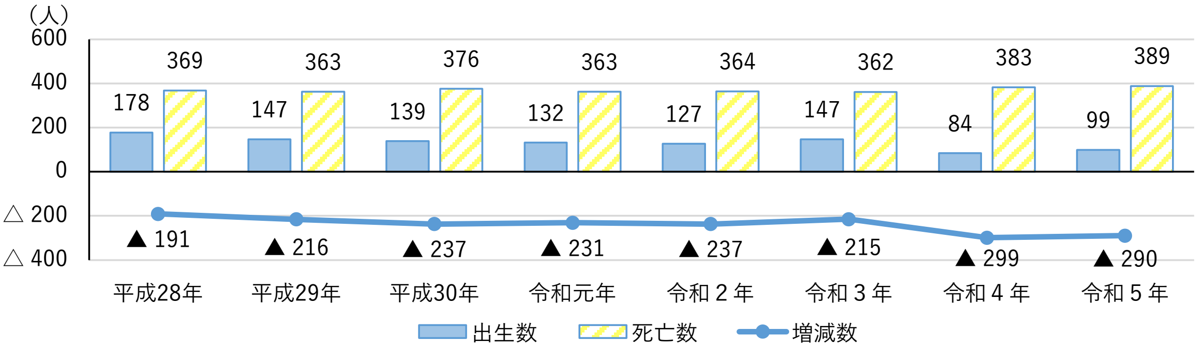

資料：長崎県人口動態調査

■社会動態の推移

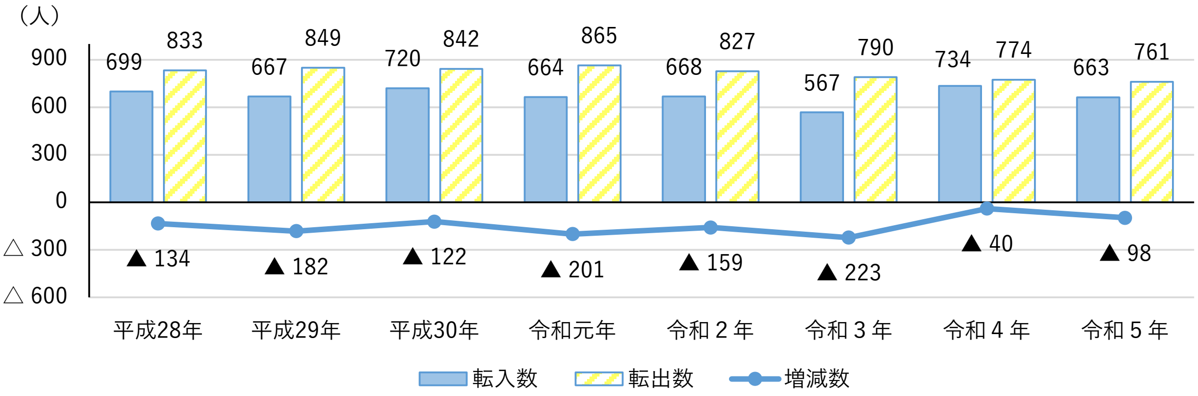

資料：長崎県人口動態調査

（５）出生の状況

本市の合計特殊出生率については、全国や長崎県と比較するとおおむね高い水準で推移していますが、令和２年と令和４年は全国よりは高いものの、長崎県より低い水準になっています。

■合計特殊出生率の推移と比較（全国・長崎県・松浦市）

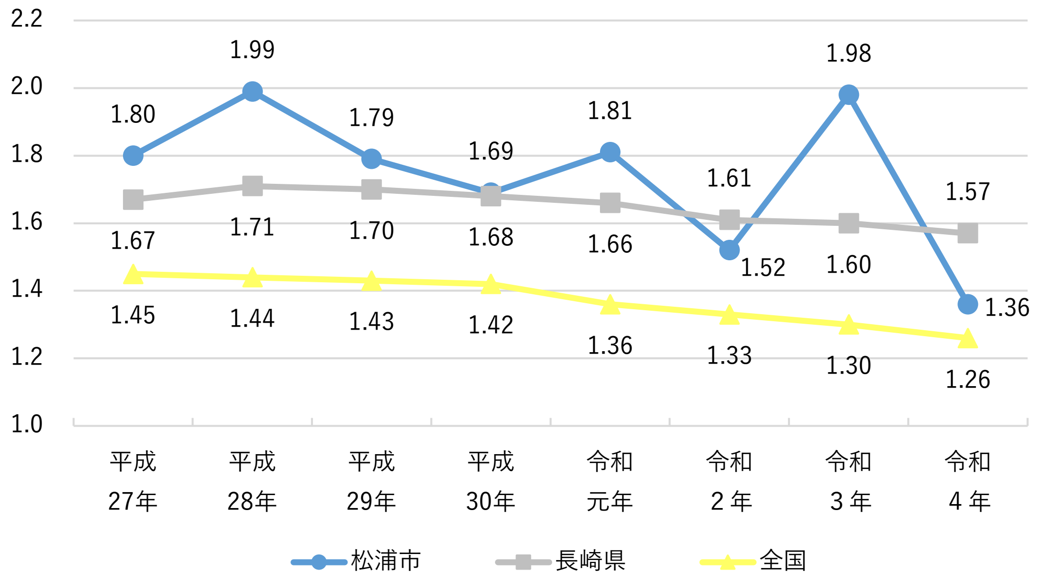

資料：松浦市、長崎県福祉保健課基礎資料

※合計特殊出生率

15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。

（６）婚姻・離婚・未婚の状況

婚姻は婚姻件数、婚姻率ともに低下しています。

離婚は離婚件数、離婚率ともに年によって変動はありますが、おおむね件数は 30 件、率は 0.9～1.4‰となっています。

■婚姻・離婚の推移

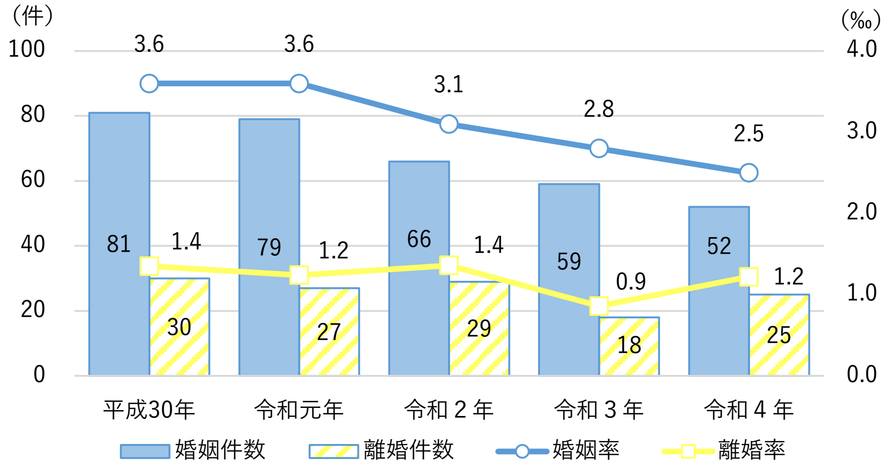

資料：長崎県福祉保健課基礎資料

一方、未婚率の推移をみると、男性女性ともに平成 22 年から令和 2 年にかけておおむね上昇しています。

特に 25～29 歳の女性の未婚率は平成 22 年から令和 2 年にかけて 20 ポイント近く上昇しています。35～39 歳の女性については平成 22 年から令和 2 年にかけてやや低下しています。

■未婚率の推移

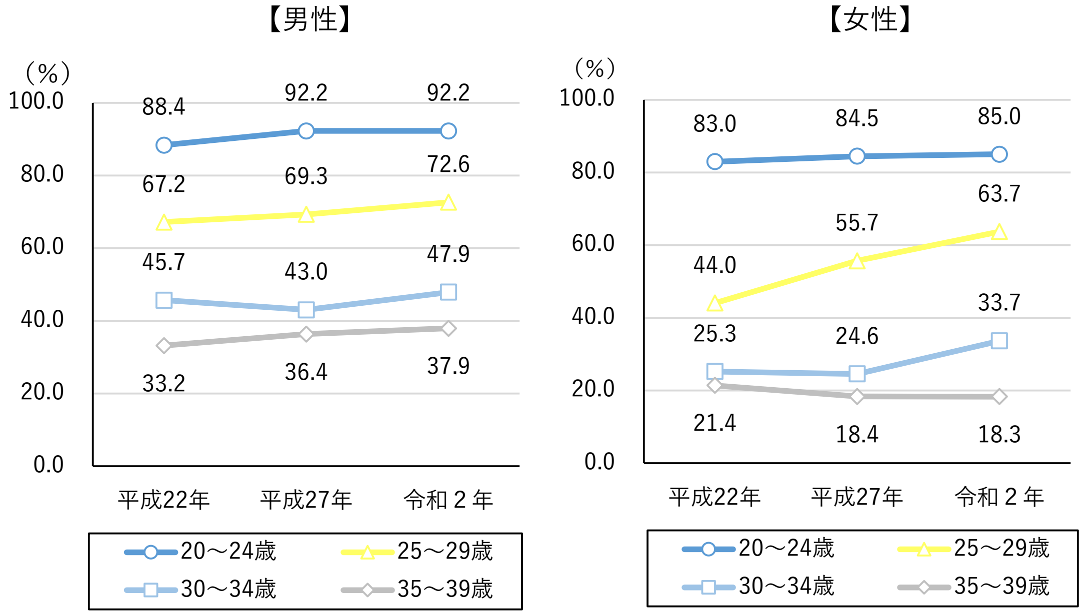

資料：国勢調査

（7）就労の状況

本市の就業率は、男性女性ともに年々上昇傾向にあり、長崎県の水準よりも高くなっています。

■男性の年齢別就業率の推移

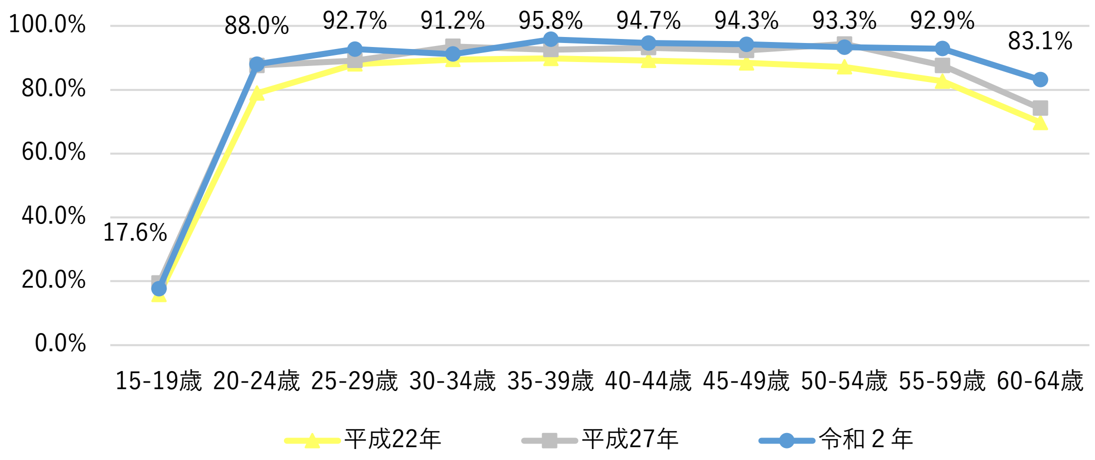

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成22年	15.8%	78.9%	88.1%	89.4%	89.8%	89.2%	88.4%	87.1%	82.7%	69.7%
平成27年	19.4%	87.6%	89.2%	93.6%	92.6%	93.2%	92.3%	94.3%	87.6%	74.2%
令和２年	17.6%	88.0%	92.7%	91.2%	95.8%	94.7%	94.3%	93.3%	92.9%	83.1%

資料：国勢調査

■男性の年齢別就業率の比較（長崎県・松浦市）（令和２年）

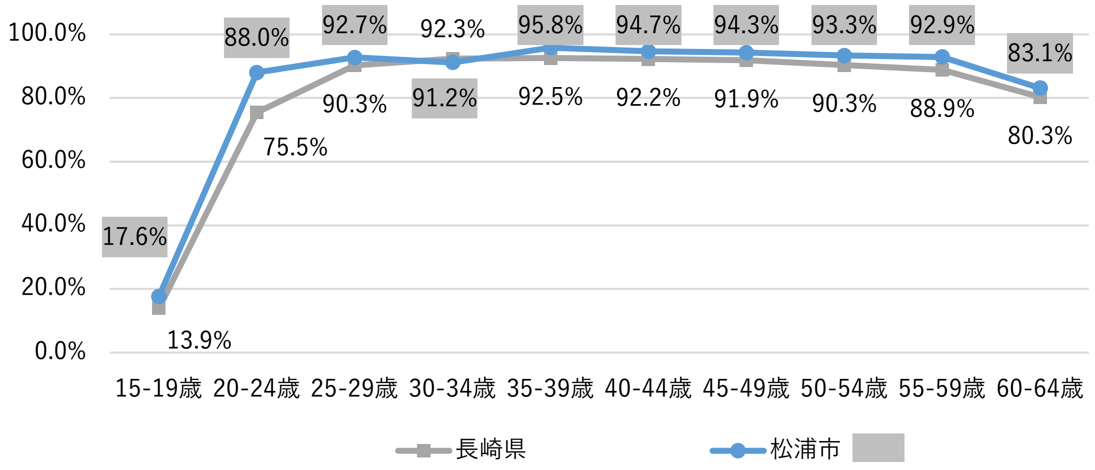

資料：国勢調査

■女性の年齢別就業率の推移

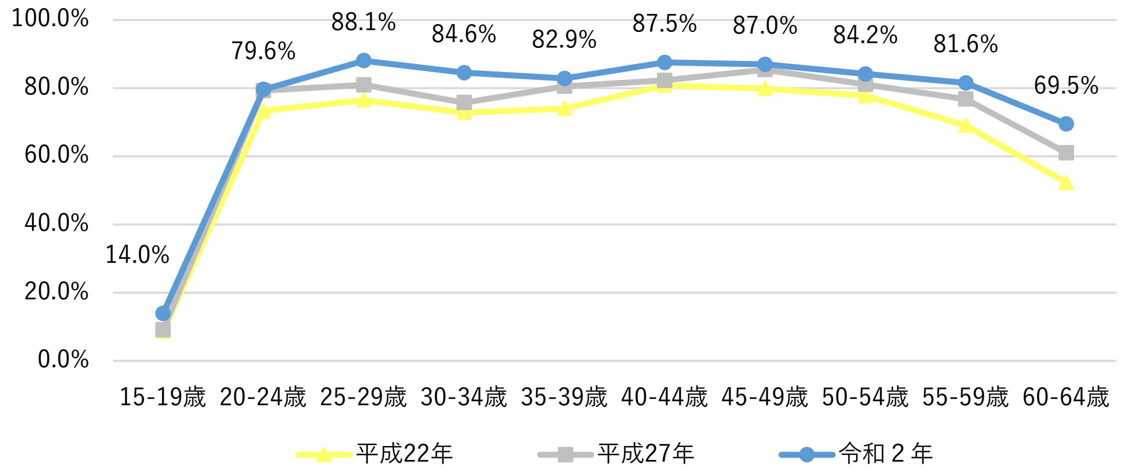

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成22年	8.7%	73.4%	76.5%	72.9%	74.1%	80.9%	79.9%	77.8%	69.1%	52.3%
平成27年	9.2%	79.3%	81.0%	75.8%	80.5%	82.3%	85.4%	81.1%	76.8%	61.1%
令和２年	14.0%	79.6%	88.1%	84.6%	82.9%	87.5%	87.0%	84.2%	81.6%	69.5%

資料：国勢調査

■女性の年齢別就業率の比較（長崎県・松浦市）（令和２年）

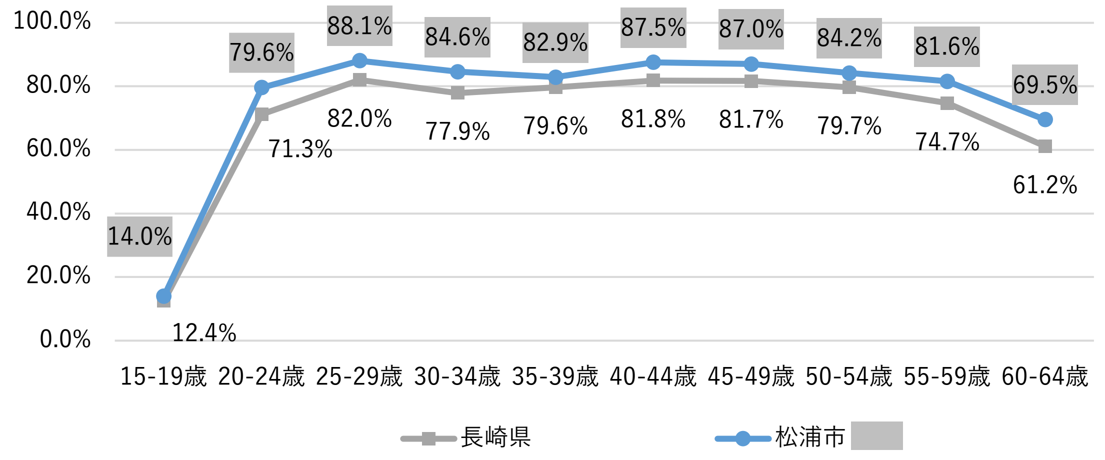

資料：国勢調査

（８）保育所（園）・認定こども園・学校の状況

①　保育所（園）の状況

【単位：人】

	定員	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
調川保育所（公立）	60	37	−	−	−	−
今福保育所	90	103	94	−	−	−
つきっこ保育園	30	−	33	34	31	23
上志佐保育所	40	43	47	45	44	40
ほしか保育園	70⇒50（R6～）	75	75	74	59	49
志佐保育園	80⇒70（R3～） ⇒50（R6～）	65	71	62	58	42
曙保育園	20	23	21	19	18	−
うつみ乳児保育園	40⇒30（R5～）	28	32	39	31	23
ひかりヶ丘保育園	75⇒60（R3～） ⇒50（R5～）	68	60	53	53	44
養源保育所	20	18	19	16	15	9
鷹島保育園	50⇒40（R3～） ⇒30（R6～）	44	40	40	32	29
はまゆう園（家庭的保育事業）	5	3	2	4	3	3

資料：子育て・こども課（各年 10 月１日、令和６年は８月１日）

②　認定こども園の状況

【単位：人】

		定員	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
みくりや双葉園	計	85⇒70（R5～）	86	67	66	64	81
	教育	5	3	3	2	2	3
	保育	80⇒65（R5～）	83	64	64	62	78
たのしかこども園	計	65⇒55（R4～）	69	64	56	57	52
	教育	15	17	19	16	13	14
	保育	50⇒40（R4～）	52	45	40	44	38
今福こども園	計	105	−	−	105	107	107
	教育	15	−	−	11	16	14
	保育	90	−	−	94	91	93
じこう保育園・慈光幼稚園	計	45	46	45	46	44	39
	教育	25⇒15（R3～）	19	13	14	12	10
	保育	20⇒30（R3～）	27	32	32	32	29
松浦幼稚園	計	120⇒95（R3～）	112	96	89	89	81
	教育	100⇒75（R3～）	85	73	66	65	58
	保育	20	27	23	23	24	23

資料：子育て・こども課（各年 10 月１日、令和６年は８月１日）

③　学校の状況

【単位：人】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
御厨小学校	210	203	203	181	185
星鹿小学校	79	71	70	68	70
青島小学校	10	8	7	7	5
志佐小学校	431	412	419	390	367
上志佐小学校	39	45	46	51	45
調川小学校	109	99	87	82	72
今福小学校	115	118	110	100	95
福島養源小学校	126	118	125	114	112
鷹島小学校	88	86	77	72	65
計	1,207	1,160	1,144	1,065	1,016

資料：学校教育課（各年５月１日）

【単位：人】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
御厨中学校	143	138	133	148	127
青島中学校	4	4	3	2	2
志佐中学校	206	229	228	231	220
調川中学校	48	54	53	51	47
今福中学校	44	47	52	56	59
福島中学校	67	62	60	59	59
鷹島中学校	43	40	43	49	48
計	555	574	572	596	562

資料：学校教育課（各年５月１日）

（９）将来の人口推計

０～11 歳のこどもの数について、住民基本台帳（令和２年～令和６年）の人口実績を基に、将来人口を推計した結果は以下のとおりです。

本計画期間（令和７年～令和 11 年）において、０～５歳（就学前児童）、６～11 歳（小学生）のいずれも減少していくと予想されます。

■児童人口の実績と推計

【単位：人】

	実　績	推　　計				
年齢	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	88	107	105	102	99	97
１歳	104	93	113	111	108	105
２歳	152	104	94	114	111	108
３歳	118	152	104	94	114	111
４歳	136	116	150	103	92	112
５歳	122	135	116	149	102	92
０～５歳	720	707	682	673	626	625
６歳	150	121	134	115	148	102
７歳	154	149	120	133	114	147
８歳	167	153	148	120	132	113
９歳	180	166	152	146	119	131
10 歳	192	176	162	149	144	116
11 歳	177	189	174	160	147	141
６～11 歳	1,020	954	890	823	804	750
０～11 歳	1,740	1,661	1,572	1,496	1,430	1,375

※実績：住民基本台帳（４月１日）

※推計：変化率（コーホート変化率）にて推計

（10）地区別推計人口

地区別のこどもの数について、住民基本台帳（令和２年～令和６年）の人口実績を基に、将来人口を推計した結果は以下のとおりです。

■松浦地区

【単位：人】

	実　績	推　　計				
年齢	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
０歳	78	93	91	88	86	84
0～５歳	620	605	585	578	532	535
６～11歳	842	790	738	679	677	626

■福島地区

【単位：人】

	実　績	推　　計				
年齢	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
０歳	7	9	9	9	9	9
0～５歳	67	68	64	64	62	62
６～11歳	113	105	98	96	88	86

■鷹島地区

【単位：人】

	実　績	推　　計				
年齢	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
０歳	3	5	5	5	4	4
0～５歳	33	34	33	31	32	28
６～11歳	65	59	54	48	39	38

※実績：住民基本台帳（４月１日）

※推計：変化率（コーホート変化率）にて推計

2 第二期松浦市子ども・子育て支援事業計画の達成状況及び評価

第二期計画において掲げた施策及び事業の進捗状況について、市役所内部において評価を行いました。

▶評価状況（令和５年度末時点）
▶評価の段階は以下のとおり４段階としました。

A　計画を上回って実行　　B　計画どおり
C　目標に達しなかった　　D　計画を実行できなかった

▦基本目標１　たくましいこどもを育む教育・保育の環境の整備

「教育・保育等サービスの充実」「家庭及び地域の教育環境づくり」の施策の各事業については、おおむね計画どおりの達成状況となっています。

施策名及び事業名	評価
（１）教育・保育施設、地域型保育事業の推進	
◯特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保	
（松浦地区）	B
（福島地区）	B
（鷹島地区）	B
（２）教育・保育等サービスの充実	
◯休日保育事業	B
◯障害児保育事業	B
◯保育所（園）・認定こども園の施設整備	B
（３）家庭及び地域の教育環境づくり	
◯子育てに関する講座等の開催	C
◯学校施設の開放	B
◯絵本の読み聞かせ　親子のふれあい事業	A
◯「木育」の推進	B

施策名及び事業名		評価
（４）新・放課後子ども総合プラン		
	◯放課後児童クラブの目標事業量	B
	◯一体型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室の目標事業量	C
	◯放課後こども教室の整備計画	B
	◯放課後児童クラブ及び放課後こども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策	B
	◯小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後こども教室への活用に関する具体的な方策	B
	◯放課後児童クラブ及び放課後こども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	D
	◯地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	B
	◯地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後こども教室に関する検討の場運営協議会等について	C

▦基本目標２　保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築

「地域子ども・子育て支援事業の充実」等の施策の各事業については、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業など、取組は進んでいます。

併せて、経済的支援に係る保育料の軽減、不妊治療費の助成など取組が進んでおり、医療費の助成については計画を上回る進捗がありました。

施策名及び事業名	評価
（１）地域子ども・子育て支援事業の充実	
〇利用者支援事業	B
〇地域子育て支援拠点事業	B
〇妊婦健診	B
〇乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	B
〇養育支援訪問事業	B
〇子育て短期支援事業（ショートステイ）	B
〇子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	D
〇一時預かり事業等	
幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	B
一時預かり事業（在園児対象型を除く）	B
〇延長保育事業	B
〇病後児保育事業	B
〇放課後児童健全育成事業（学童保育）	B
（２）子育て相談、子ども支援ネットワークの構築	
〇子育てに関する相談対応の充実	B
〇地域の子育て支援ネットワークの構築	B
〇子育てに関する情報提供の充実	B
〇子育て広場の整備	B
（３）次代の親の育成	
〇次代の親となるための教育啓発	B
〇乳幼児とのふれあい交流活動の推進	B

施策名及び事業名		評価
（４）経済的支援		
○医療費の助成		A
○保育料等の軽減		B
○児童手当の支給		B
○就学援助制度の実施		B
○奨学金制度の実施		B
○離島高校生就学支援制度の実施		B
○定住促進住宅の家賃の減額		B
○不妊治療費の助成		B
○各種手当助成制度に関する情報提供の充実		
	（福祉事務所）	B
	（子育て・こども課）	B
○その他の政策		B

▦基本目標３　健やかに産み育てることができる環境の整備

「母子保健の充実」等の施策の各事業については、おおむね計画どおりの達成状況となっています。健康や医療についての関心・要望は高いため、今後もさらなる充実が必要です。

施策名及び事業名	評価
（１）母子保健の充実	
〇母子保健推進員活動の充実	B
〇子育て世代包括支援センターの活用推進	B
〇乳幼児健診の充実	B
〇予防接種の周知啓発	B
〇乳幼児相談の充実	B
〇５歳児健診の実施	B
〇わくわくマタニティ教室	B
〇ベビー用品貸出事業	B
（２）思春期保健の充実	
〇性に関する正しい知識の普及・啓発	B
〇薬物に関する教育の充実	B
〇飲酒・喫煙防止の啓発	B
（３）小児医療の推進	
〇小児医療体制の充実・確保	B
〇小児医療の情報提供	B
（４）有害環境対策の推進	
〇ネット依存に対する研修会の開催	
（子育て・こども課）	D
（学校教育課）	B
（５）交通安全対策の推進	
〇安全点検の実施	B

▦基本目標４　こどもの最善の利益を支える仕組みの構築

「虐待防止など要支援児童対策」等の施策の各事業については、おおむね計画どおりの達成状況となっています。ひとり親家庭等医療費の助成については、計画を上回る進捗がありました。

施策名及び事業名	評価
（１）虐待防止など要支援児童対策	
○こどもを守る地域ネットワークの充実	B
○児童虐待防止対策の充実	B
（２）いじめや不登校への対応	
○研修会の開催	B
○情報共有	B
（３）障がいのあるこどもと家庭への支援	
○療育支援対策の充実	B
○障害福祉対策の充実	B
○保育施設及び学童保育の利用の推進	B
○幼保小連携の強化	B
（４）ひとり親家庭等の自立支援	
○各種制度の周知	B
○母子・父子自立支援員の活用促進	B
○ひとり親生活支援事業の推進	B
（５）こどもの貧困対策の推進	
○こども等に対する教育の支援	
幼保小連携の強化【再掲】	B
就学援助制度の実施【再掲】	B
奨学金制度の実施【再掲】	B
○生活の安定に資するための支援	
ひとり親家庭等生活向上事業の推進	B
母子・父子自立支援員による支援	B
○職業生活の安定と向上の資するための就労の支援	
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	B
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給	B
○経済的支援	
児童扶養手当の支給	B
ひとり親家庭等医療費の助成	A

▦基本目標５　仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

職場における子育て意識の啓発等、課題の残る取組があります。

施策名及び事業名		評価
（１）仕事と子育ての両立支援		
	○職場における子育て意識の啓発	C
	○育児休業制度や短時間看護休暇制度の周知徹底と取得推進	B
	○再就職再雇用に対する支援	B

3　教育・保育事業の実績

（１）幼児期の学校教育・保育

①　１号認定（満３歳以上、主に認定こども園（幼稚園）を利用）

【全域】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	人	119	117	115	88	86
②確保方策	人	119	117	115	88	86
③実績	人	107	95	91	89	79
③－②	人	▲12	▲22	▲24	1	▲7

各年４月１日時点

②　２号認定（満３歳以上、主に保育所（園）・認定こども園を利用）

【全域】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	人	380	356	349	333	328
②確保方策	人	380	356	349	333	328
③実績	人	403	383	342	318	293
③－②	人	23	27	▲7	▲15	▲35

各年４月１日時点

③　３号認定（０～２歳、主に保育所（園）・認定こども園を利用）

【全域】

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	人	268	269	266	253	244
②確保方策	人	268	269	266	253	244
③実績	人	267	250	244	254	235
③－②	人	▲1	▲19	▲22	1	▲9

各年４月１日時点

4　地域子ども・子育て支援事業の実績

（1）利用者支援事業

こども及びその保護者が、保育所（園）・認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	か所	2	2	2	2	2
②確保方策	か所	2	2	2	2	2
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③実施か所数	か所	1	1	1	1	1
過不足（③－②）	か所	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに子育てサークルを支援する事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み （月あたり延べ利用者数）	人回	1,066	1,039	1,010	974	936
②確保方策	人回	1,066	1,039	1,010	974	936
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③月あたり延べ利用者数	人回	819	942	1,030	1,039	940
過不足（③－②）	人回	▲247	▲97	20	65	4

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（３）妊婦健診

妊婦一般健康診査の受診を奨励し、妊娠中の健康管理を促進する事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①　量の見込み	人件	1,674	1,625	1,539	1,478	1,405
②確保方策	人件	1,674	1,625	1,539	1,478	1,405
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③延べ利用者数	人件	1,518	1,493	1,140	1,146	341
過不足（③－②）	人件	▲156	▲132	▲399	▲332	▲1,064

（※令和６年度数値は７月時点での実績）

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育ての孤立化を防ぐために、保健師が生後４か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問する事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	人	141	137	133	126	121
②確保方策	人	141	137	133	126	121
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③年間訪問数	人	121	143	108	94	56
実施率	%	99	97	97	99	100
過不足（③－②）	人	▲20	6	▲25	▲32	▲65

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（５）養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、育児支援家庭訪問員等が訪問し、養育に関する指導助言等を行う事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	人	138	136	134	131	128
②確保方策	人	138	136	134	131	128
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③年間訪問数	人	242	367	275	174	48
過不足（③－②）	人	104	231	141	43	▲80

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気やその他の理由により、子育てが一時的に困難となった場合などに児童福祉施設等において一定期間養育を行う事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（年間延べ利用者数）	人日	16	16	15	15	14
②確保方策	人日	16	16	15	15	14
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③年間延べ利用者数	人日	0	2	1	4	4
過不足（③－②）	人日	▲16	▲14	▲14	▲11	▲10

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てと家庭の両立及び子育てを支援するため、こどもを預かってほしい方（依頼会員）とこどもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

本市においては、実施なし。

（８）一時預かり事業（１・２号認定による利用）

認定こども園等において保育が必要な児童に対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（年間延べ利用者数）	人日	15,376	14,489	14,002	13,229	12,914
②確保方策	人日	15,376	14,489	14,002	13,229	12,914
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③年間延べ利用者数	人日	17,376	17,406	15,338	16,698	6,485
過不足（③－②）	人日	2,000	2,917	1,336	3,469	▲6,429

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

一時預かり事業（在園児対象型を除く）

保護者が急な仕事や病気、冠婚葬祭などにより、一時的に保育が必要になるこどもを日中に保育所（園）・認定こども園で預かる事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（年間延べ利用者数）	人日	1,766	1,690	1,638	1,562	1,514
②確保方策	人日	1,766	1,690	1,638	1,562	1,514
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③年間延べ利用者数	人日	875	702	504	475	215
過不足（③－②）	人日	▲891	▲988	▲1,134	▲1,087	▲1,299

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（９）延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常保育（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（年間延べ利用者数）	人日	260	244	236	224	220
②確保方策	人日	260	244	236	224	220
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③年間延べ利用者数	人日	20,191	18,739	16,848	14,849	6,197

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（10）病後児保育事業

病気回復期にある児童を保育所（園）・認定こども園の専用スペースにおいて看護師を配置し、一時的に預かる事業です。現在は１か所の認定こども園で実施しています。

【第二期計画】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（年間延べ）	人日	260	244	236	224	220
②確保方策	人日	260	244	236	224	220
【令和２～６年度の実績】	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③年間延べ利用者数	人日	36	56	54	54	13
過不足（③－②）	人日	▲224	▲188	▲182	▲170	▲207

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、施設等で放課後及び長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの健全育成を図る事業です。

【第二期計画】		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①市全体（量の見込み）		人	263	264	263	259	254
	低学年	人	208	209	208	205	201
	高学年	人	55	55	55	54	53
②確保方策		人	263	264	263	259	254
【令和２～６年度の実績】		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
③市全体(登録児童月平均)		人	287	264	254	257	287
	低学年	人	225	210	207	202	217
	高学年	人	62	54	47	55	70
過不足（③－②）		人	24	0	▲9	▲2	33

（※令和６年度数値は８月時点での実績）

5 子育て世帯へのアンケート調査結果からみる現状

▦調査概要

本調査は、現在子育て中の保護者の方から本市の子育て支援サービスの利用状況・利用希望等を伺い、計画に反映させることを目的として実施しました。

■調査詳細

項目	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	本市在住の就学前児童の保護者	本市在住の小学生児童 （1～3年生）の保護者
調査期間	令和6年7月9日（火） ～7月26日（金）	令和6年7月4日（木） ～7月19日（金）
調査方法	市内の保育施設を通じての配布、回収	市内の小学校を通じての配布、回収
配布数	458件	471件
有効回収数	320件	354件
有効回収率	69.9％	75.2％

（1）保護者の就労状況について

母親の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム」が5割台と最も高くなっており、前回調査と比較しても上昇しています。

■〔就学前〕母親の就労状況

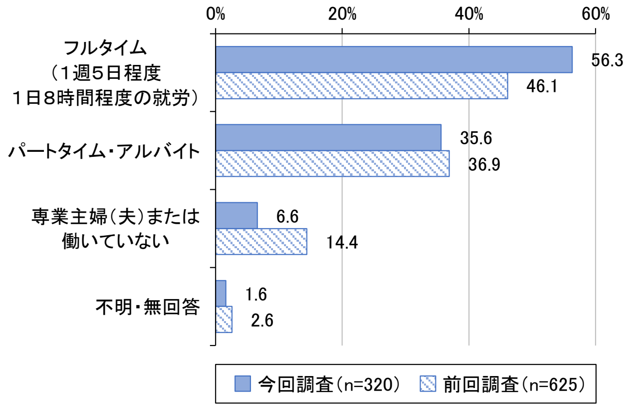

■〔小学生〕母親の就労状況

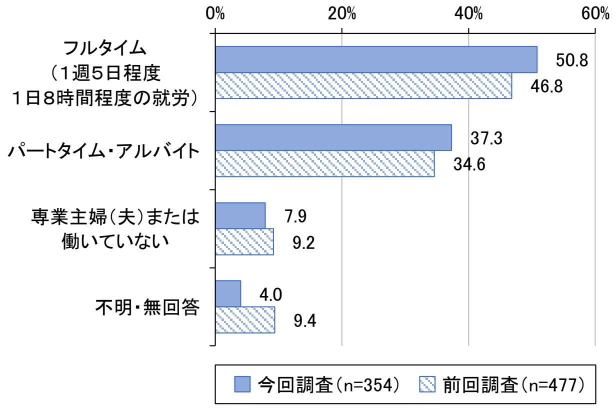

保護者の育児休業の取得状況についてみると、母親は「取得した（取得中である）」が６割台、父親は「取得していない」が８割台と最も高くなっています。前回調査と比較すると、母親、父親ともに「取得した（取得中である）」が上昇しています。

また、父親が育児休業を取得していない理由についてみると、「仕事が忙しかった」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 10 ポイント以上高くなっています。

■〔就学前〕母親の育児休業の取得状況

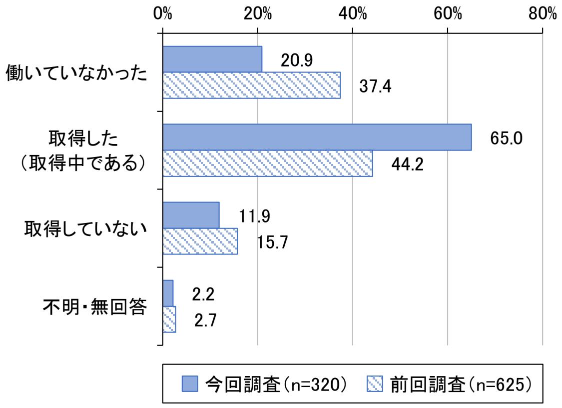

■〔就学前〕父親の育児休業の取得状況

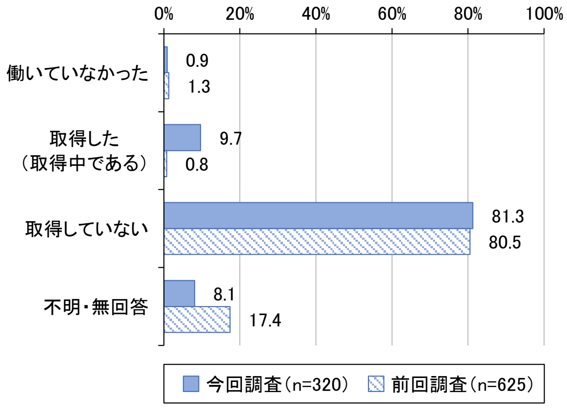

■〔就学前〕父親が育児休業を取得していない理由（上位５位）

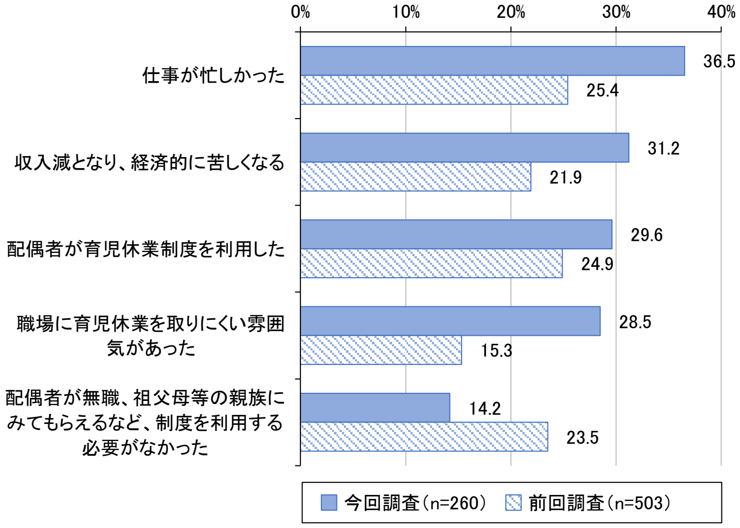

（２）教育・保育サービスについて

教育・保育事業の利用についてみると、「認定こども園」が現在の利用、今後の利用希望ともに最も高くなっており、次いで「認可保育所」が高くなっています。

■〔就学前〕現在利用している教育・保育事業／今後利用したい教育・保育事業

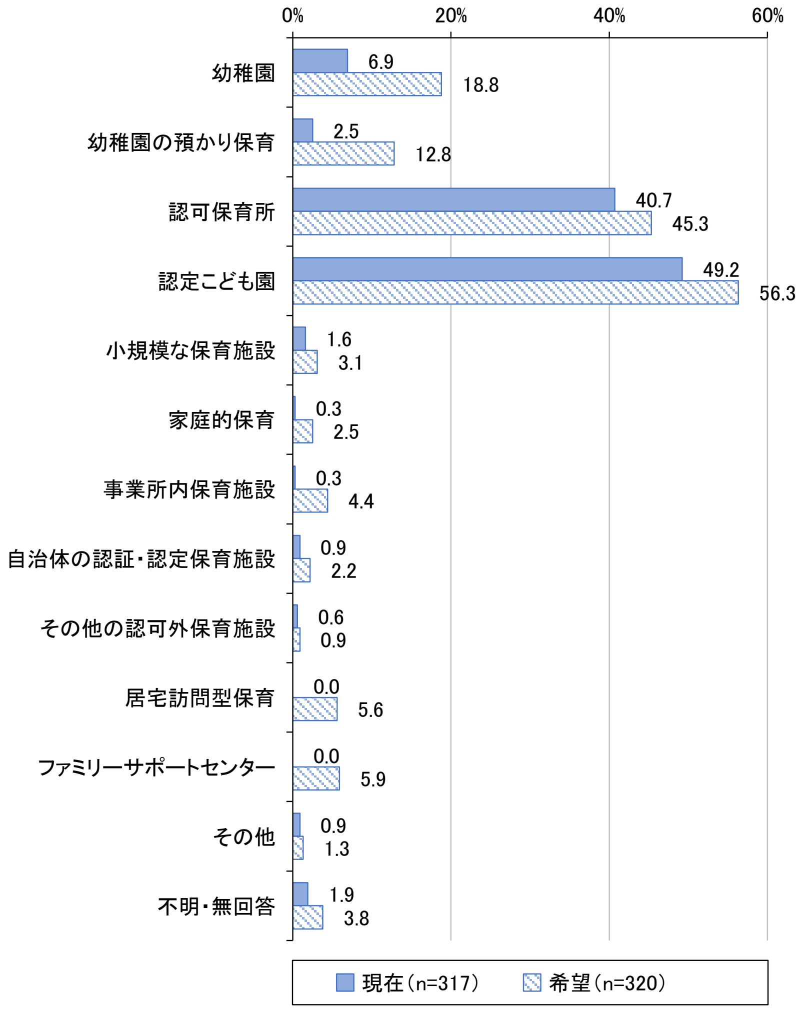

放課後の過ごし方についてみると、「現在」、「高学年になったら」ともに「自宅」が最も高くなっています。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」は「現在」では４割台となっていますが、「高学年」では２割台となっているなど、利用ニーズの変化がみられます。

■〔小学生〕放課後の過ごし方（現在／高学年になったら）

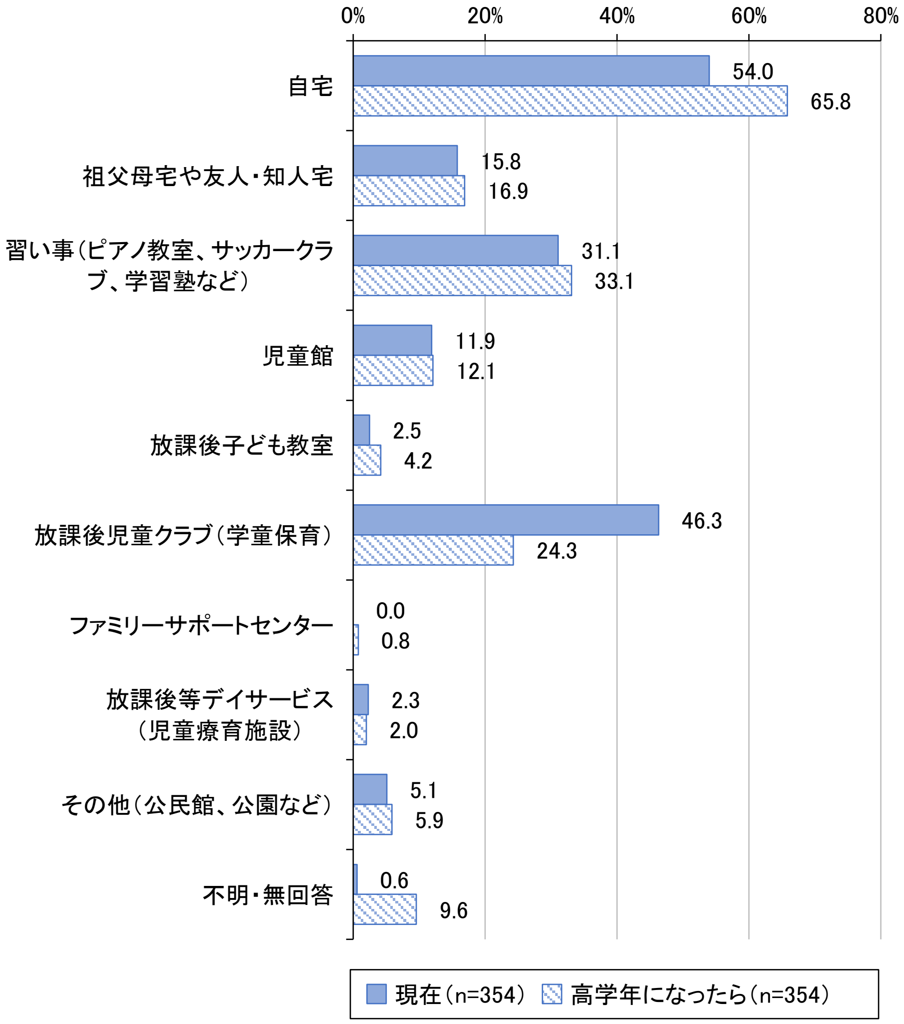

（３）子育て支援について

子育てのことについて気軽に相談できる人については、就学前、小学生ともに「いる」が９割以上となっています。相談できる場所については、就学前、小学生ともに「ある」が高くなっていますが、「ない」という回答も就学前で16.6％、小学生で30.5％みられます。

■子育てのことについて気軽に相談できる人の有無

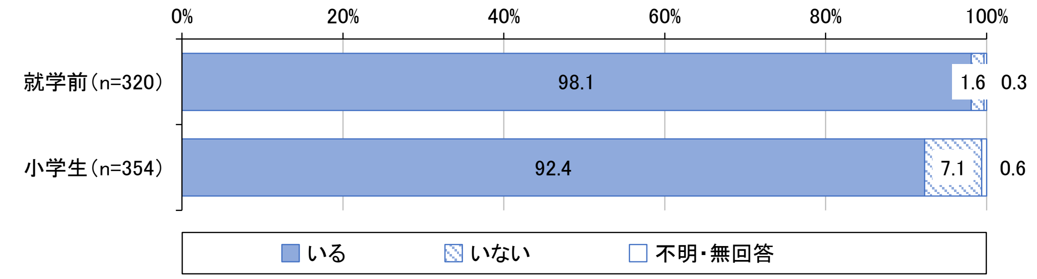

■子育てのことについて気軽に相談できる場所の有無

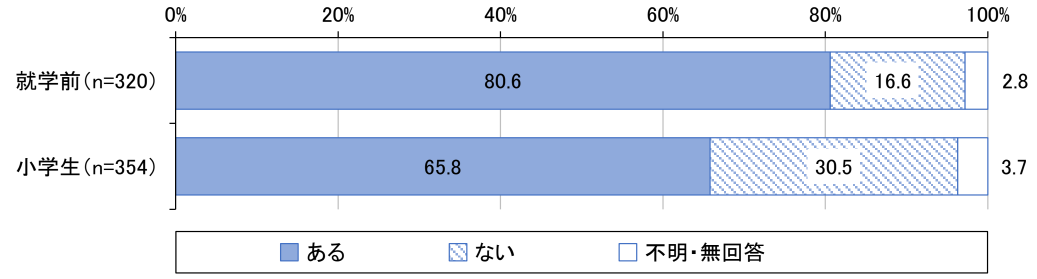

本市における子育ての環境や支援について、就学前では「やや満足」、小学生では「どちらともいえない」が最も高くなっています。

■〔就学前〕市の子育ての環境や支援についての満足度

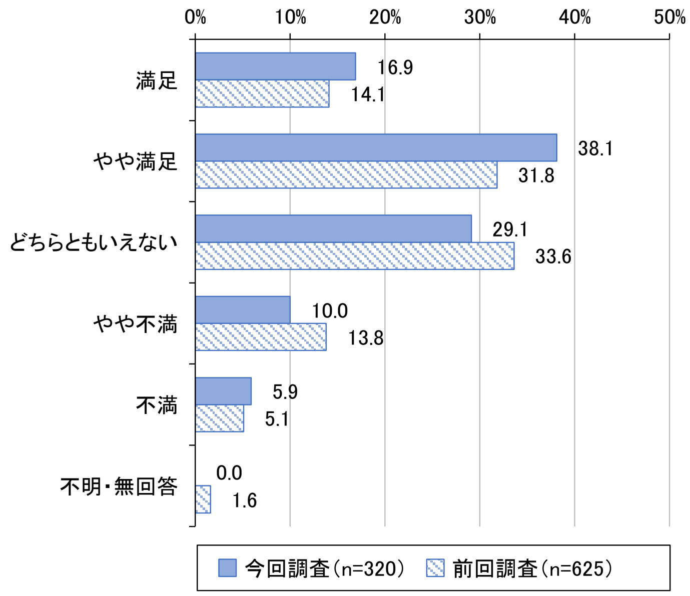

■〔小学生〕市の子育ての環境や支援についての満足度

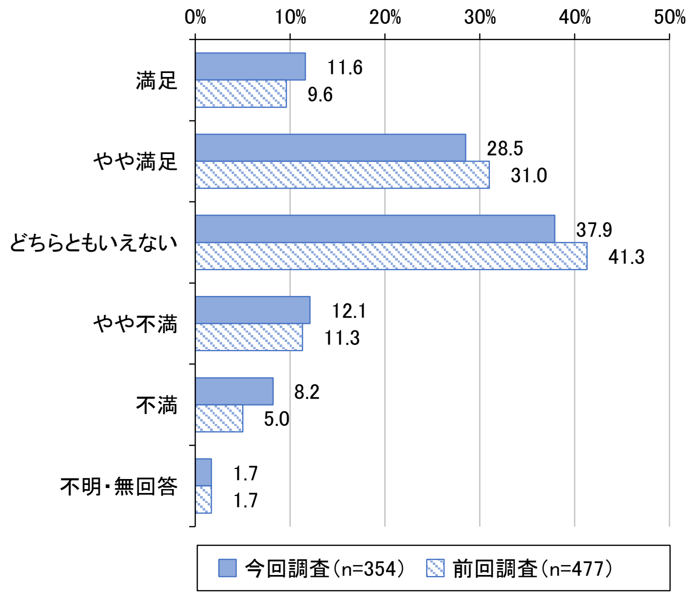

本市における子育ての環境や支援について不満な理由として、就学前、小学生ともに「遊べる場所が少ない」「交通や買い物などが不便」「地域医療の不足」が高くなっています。

■市の子育ての環境や支援について不満の理由（上位３位）

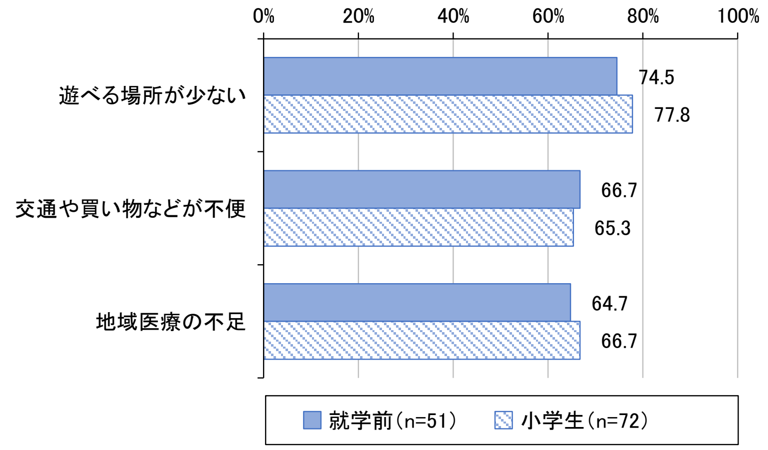

市に対して希望する子育て支援について、就学前、小学生ともに「子どもの遊びや体験活動の機会や場」が５割台と最も高くなっています。

■市に対して希望する子育て支援（上位５位）

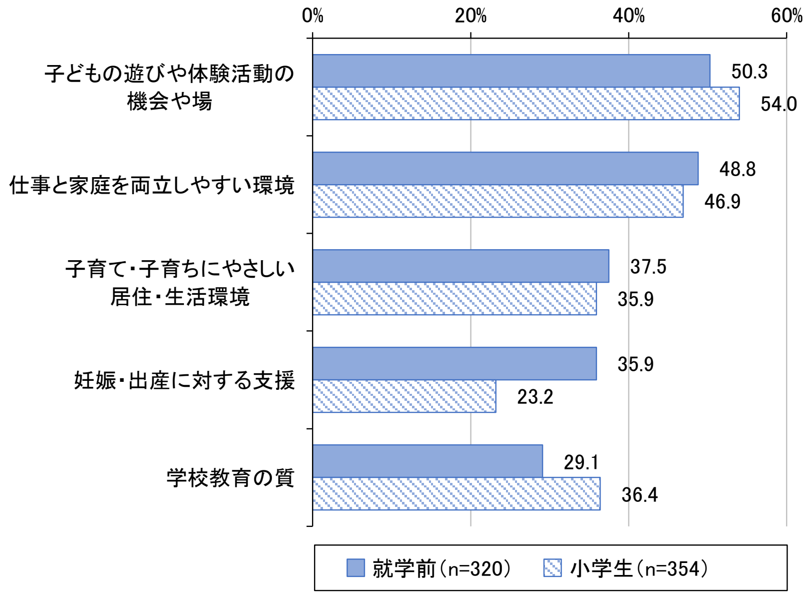

6 こども・子育て支援に関するヒアリング調査

本市の教育・保育サービスの実施主体、子育て支援事業の運営主体等を対象に、こどもたちの普段の生活での状況や支援活動を行う中での課題等について把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

① 教育・保育サービスの実施主体

実施対象/事業所等名称
【保育所】〇ほしか保育園 〇志佐保育園 〇うつみ乳児保育園 〇上志佐保育所 〇つきっこ保育園 〇ひかりヶ丘保育園 〇養源保育所 〇鷹島保育園 【幼保連携型認定こども園】〇みくりや双葉園 〇たのしかこども園 〇今福こども園 〇じこう保育園・慈光幼稚園 〇松浦幼稚園 【家庭的保育事業】〇はまゆう園

●主な設問と回答

問１．貴施設での、今後５年間（2024～2028 年度）における利用定員規模の意向について

前回調査においては、現状維持が半数を占めていましたが、今回の調査においては、「わからない」という事業者が最も多く、次いで「減らす予定」が続く意向となっており、減らす意向の事業者については、2026 年度ごろまでに縮小を検討する意見が多くみられました。

問２．貴施設での、人材の確保状況について

人材確保が「できていない」と答えた事業者は半数となっており、「こどもの数に対する保育士不足」が課題としてあがっています。「費用をかけた人事の取組」、「評価や働き方の見直し」など各園において様々な工夫をしていますが、「保育士志望者がほぼない」という意見が多くみられました。

問３．貴施設での、実施もしくは実施予定としている事業について

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育（延長保育）については、ほとんどの事業者で実施されています。また国の方針により、新しく事業がスタートした「こども誰でも通園制度」は、多くの事業者より「取り組みたい、取り組む予定」という意向がありました。

問４．「人材確保」以外で、貴施設で日ごろ、課題だと感じていることについて

「施設利用者の減少傾向」、「保育士の高齢化による中間層・若手職員の育成不安」などの意見が多くみられました。また、「年々増加する夏場の猛暑により、こどもの外遊びや散歩の機会の減少」を懸念する声もありました。

問５．この５年間で、親が抱えている悩みや不安で、増えたこと、減ったこと、新たな問題など、気づいたことについて

「療育が必要なこどもの数の増加」、それに伴う「過度な心配や不安を抱く保護者の増加への対応」という意見が多くあがっています。また、親育てに対する課題も多くみられました。

問６．この５年間で、こどもの様子で何か気になっていること、こどもの立場から求めている支援などについて、気づいたことについて

「噛む力」が弱く、「噛まずに丸呑みするこども」や「ユーチューブ等の見過ぎによる視力の低下や依存症」について心配の声があがっています。また、療育に関する支援が必要なこどもの増加に対して、「保護者、関係機関と心を通わせた理解ある連携が必要」という意見があがっています。

問７．子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を行政に望まれますか。あるいは、松浦市の子育て支援に希望することや、子育ての課題に関連して困っていることについて

本市に望む支援として、「こどもの遊び場を増やしてほしい（不老山公園の早い整備・復旧を望む）」、「子育て住宅等、子育てができる環境を地域差なく整えてほしい」、「療育への支援・放課後デイなどの施設を増やしてほしい」といった意見がありました。また、「個性が尊重される時代において、気づかないふり、放置にならぬよう保護者、施設、関係機関、社会連携をこれまで以上に深めていく必要性がある」という意見やこれからの「こどもまんなか社会」に向けた子育て支援において、「何が本当にこどものため、親のために必要な支援なのか、支援の在り方の根本について、改めて行政で実態を把握してほしい」という意見があがっています。

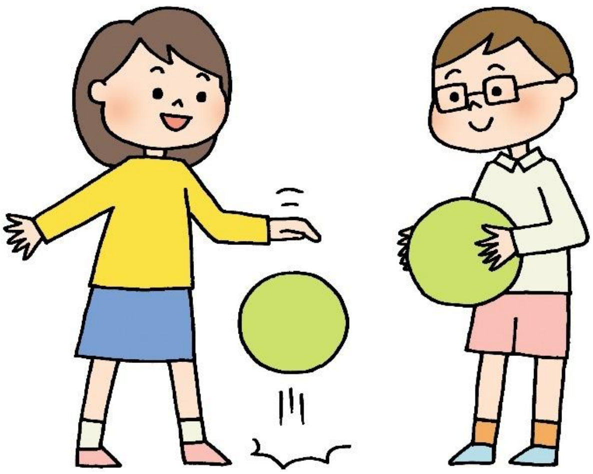

② 放課後児童クラブ

実施対象/事業所（団体）等名称
○保育サポータースマイルキッズ　○ほしか児童クラブ（たんぽぽ福祉会） ○上志佐児童クラブ（上志佐めだかの会）　○今福児童クラブ（梶の葉会） ○福島児童クラブ（恵日会）　○鷹島児童クラブ（若鷹会）

●主な設問と回答

問１．松浦市のこどもたちの現状や取り巻く状況をみて、日ごろ感じていることや、思うことはどのようなことですか。そのうち、現状と課題だと思うことについて

地域のつながりについて、「希薄化を感じる」という意見と「保護者同士の協力体制や関わりが深くて良い」という意見といずれの意見もみられました。また、「少子化により部活動が成立しなくなり、放課後を学童クラブで過ごすニーズが増えている」ことと併せて、「こどもの夕方の過ごし方、過ごせる場所について、一部の小学校区は図書館や児童館、子育て支援施設に徒歩で行けるが、他地域は交通機関もなく、こどもが放課後を過ごす場所の選択肢がない」という声や「親と支援者との間に子育てへの価値観のずれを感じる」という声もあがっています。

問２．問１でお答えいただいた『課題だと思うこと』について、貴事業所（団体）での対応や改善を図るために、何か取り組まれていることがあれば、お答えください。

「こどもを主体としたイベントの開催を通じて、小さな成功体験を積み重ね自信をつけていくことで一人ひとりのこどもと向き合い言葉を交わす取組」、「英語教室やリトミック教室」などこどもの体験に力を入れる取組が多くみられました。また、「気になる子について、本市には作業療法士がいるので定期的に相談を行うことができている」という声もありました。

問３．問２でお答えいただいた『取り組まれていること』を行う上で、また事業所における活動の中で問題となっていることなどがあれば、お答えください。

「活動に参加できないこども」、「いろいろな支援を必要とするこども」への対応について最も意見が多く、「一人ひとりのこどもへの対応が十分にできていない」という声があがっています。また、「支援員の負担」、「勤務体制」、「人員確保」を不安視する声、「学童利用者の増加により活動スペースがとれず長期休暇の際は別で部屋を借用して凌いでいる」という声もありました。

問４．この５年間で、親が抱えている悩みや不安で、増えたこと、減ったこと、新たな問題など、気づいたことがあれば、お答えください。

「こどもの療育について考える家庭が増えており、悩みを抱える保護者が増加している」という意見が多くあがっています。また、「こどもへの威圧的な言葉遣いをする保護者」がいる一方、「こどもの言いなりとも思える保護者」の様子を危惧する声もありました。

問５．この 5 年間で、こどもの様子で何か気になっていること、こどもの立場から求めている支援などについて、気づいたことがあれば、お答えください。

「言語化ができない」、「過度に身体的にふれあいを求めるこどもたちが増えている」、「こどもが集団で遊ぶことより職員に相手をしてほしい、支援員を独占したがる」といった傾向について声があがっており、「0～3 歳の時期の親子の関わり方、支援員の関わり方をもう一度学ぶべきではないか」という意見がありました。また、「インターネット（ユーチューバー）の影響を大きく受け、一部のこどもの知識に悪い意味で驚かされる」という声もあがっています。

問６．子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を行政に望まれますか。あるいは、松浦市の子育て支援に希望することや、子育ての課題に関連して困っていることがありましたら、お答えください。

市に求める支援として、「習い事の費用補助」、「隣町の習い事に通うこどもが多いため移動をサポートする事業（バスを出す）、「市内にある公園の整備（特に不老山公園の早期整備、市民グラウンドの周辺を活用した全世代が利用できる場所の整備）、「学童の施設充実のための施策（補助金の増額など）」、「放課後デイサービスの充実」を求める声などがあがっています。また、これからの子育て支援のあり方について、「親にとっては良くても、反対に親のためにならないこともあるのではないか」、「一方的ではなく養育者、教育者、支援者、地域住民、自治体がともに手を取り合って、こどもの健やかな成長のための支援、市独自の子育て支援を展開してほしい」という声があがっています。

7　若者アンケート調査の結果について

調査概要

本調査は、本市に在住する若者の生活実態を把握するとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

■調査詳細

項目	若者アンケート調査
調査対象者	松浦市在住の 18～39 歳
調査期間	令和 6 年 12 月 13 日（金）～12 月 27 日（金）
調査方法	電子回答による実施
配布数	1000 件
有効回収数	273 件
有効回収率	27.3%

（1）自分の「居場所」について

「家族がいる部屋」が 67.8%と最も高く、次いで「自分の部屋」が 52.0%、「職場・アルバイト先」が 25.6%となっています。なお、「居場所がない」と選択した方が 1.8%となっています。

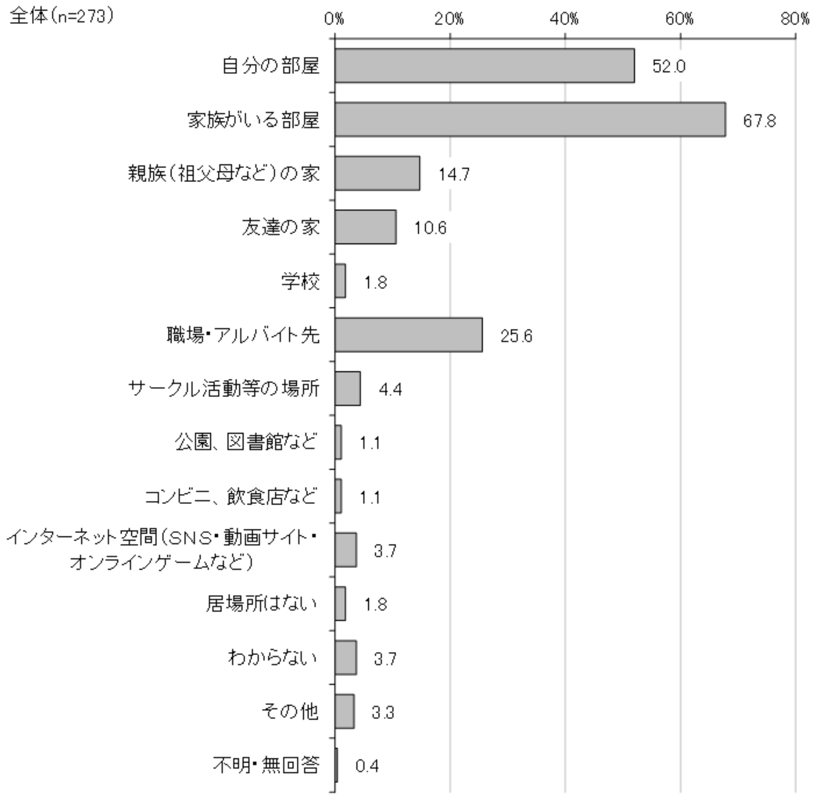

（2）「結婚」について

「結婚している」が 48.4％と最も高く、次いで「結婚していない」が 47.3％、「その他（離別、死別など）」が 4.0％となっています。
「結婚していない」と回答した方で、結婚について不安なことは、「経済的な不安」「仕事と家庭の両立」「子どもが生まれた時の子育てに対する負担感」が上位となっています。なお、将来の結婚について、「はい」と回答した方が約 7 割となっています。

■結婚の有無について

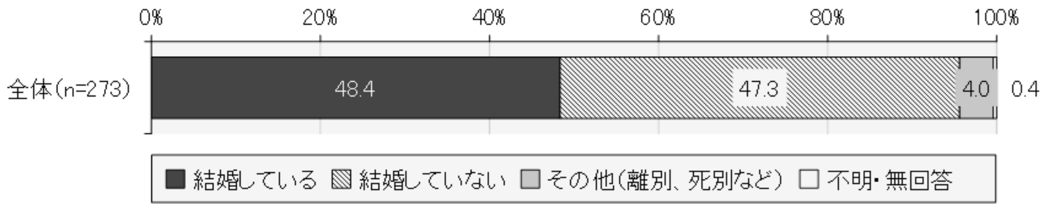

■結婚について不安なことは

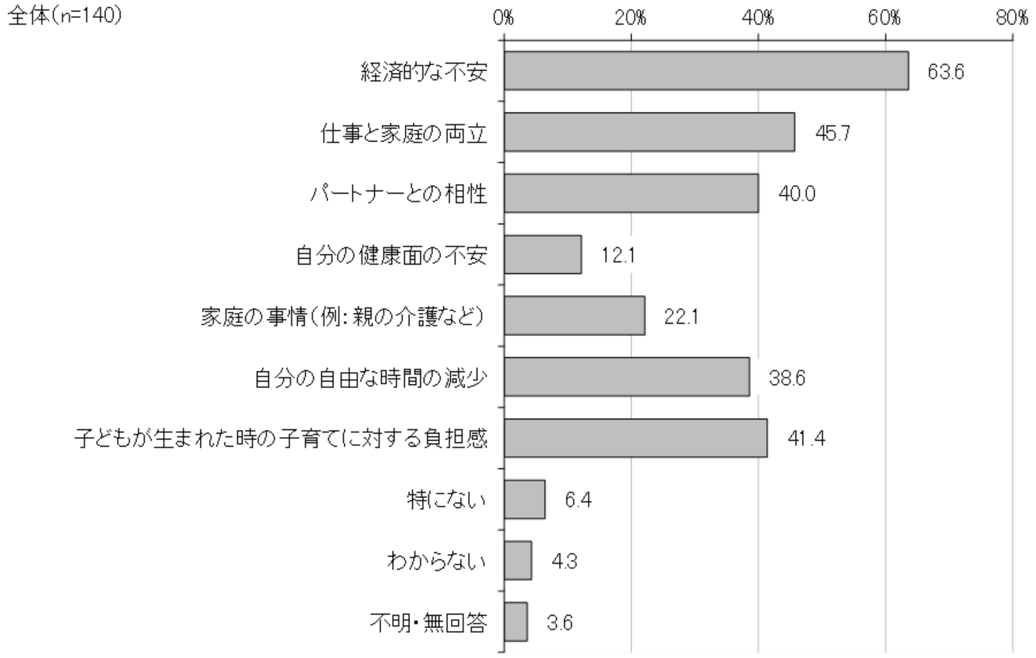

■将来、結婚を考えていますか

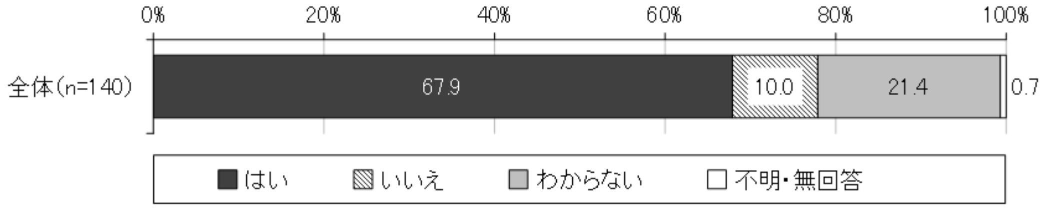

（３）あなたの気持ちについて

現在、悩みや負担に感じていることについては、「将来のこと」が 42.5%と最も高く、次いで「経済的なこと」が 40.3%、「就職や職場のこと」が 27.1%となっています。また、孤独を感じることについて、「ない」が 35.2%と最も高く、次いで「ほとんどない」が 34.1%ですが、「たまにある」と感じている方も 20.9%と高くなっています。

■悩みや負担に感じていること

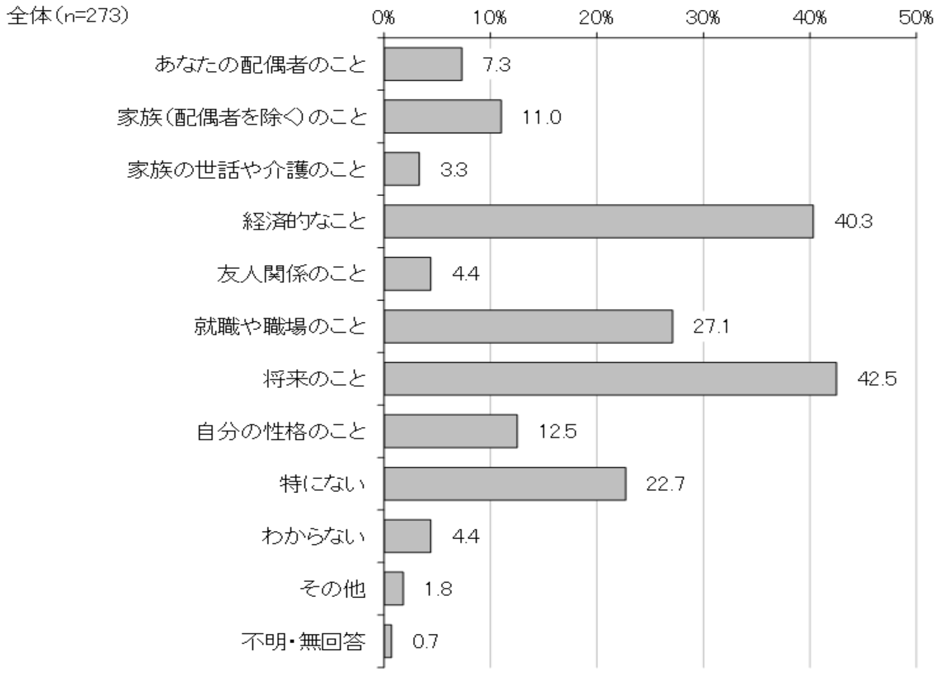

■孤独を感じることがありますか

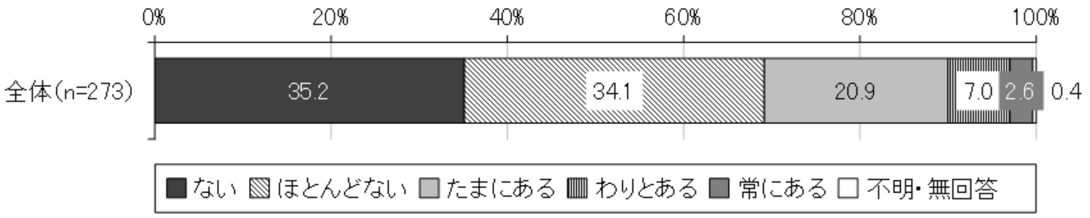

（４）松浦市での生活について

松浦市で子育てを希望するかについて、「どちらかといえば、したい」が 30.8%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 23.1%、「したい」が 21.2%となっています。また、「どちらかといえば、したくない」、「したくない」も 24.2%と高くなっています。

松浦市の住みやすさについて、「住みやすい」が 39.2%に対して、「住みにくい」も 27.8%と高くなっています。また、松浦市に住み続けたいかについて、「どちらかといえば思っている」が 28.9%と最も高く、次いで「思っている」が 22.3%となっています。また、「どちらかといえば思っていない」、「思っていない」も 32.2%と高くなっています。

■松浦市で子育てを希望しますか

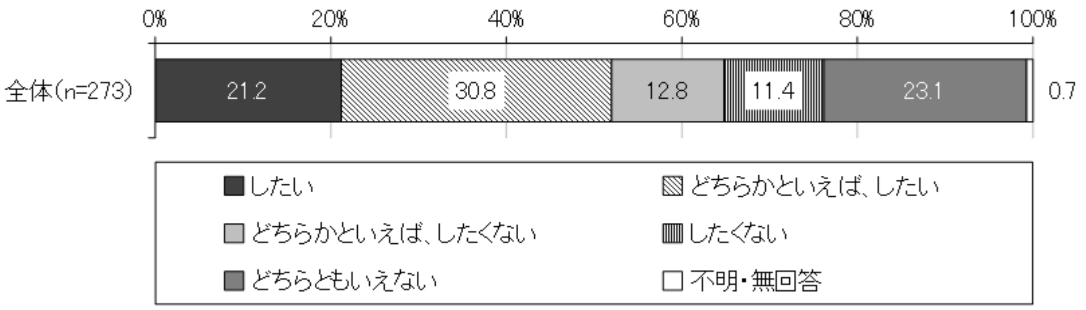

■松浦市が住みやすいと感じますか

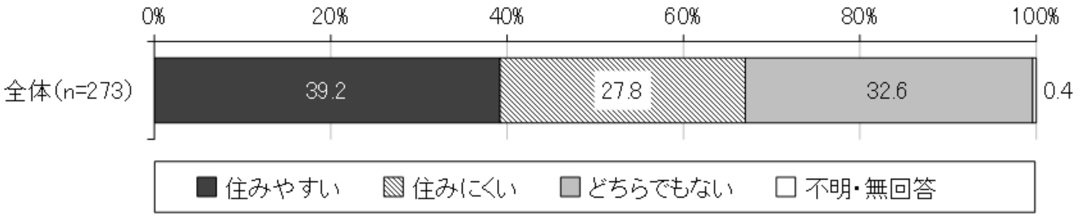

■松浦市に住み続けたいですか

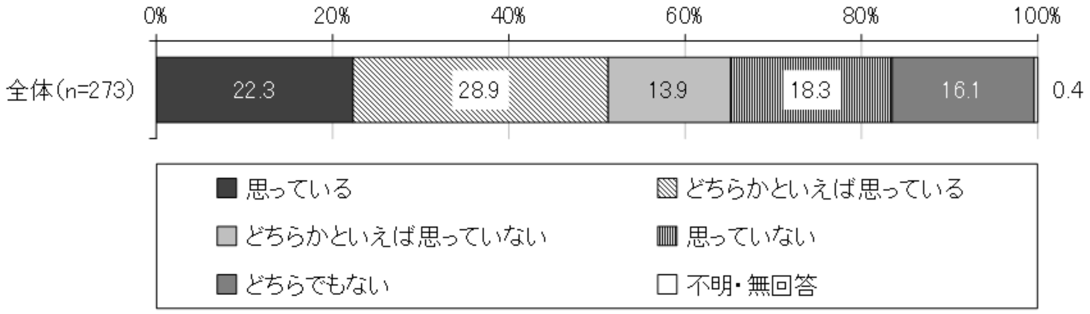

8　長崎県が実施したアンケート結果について

▦調査概要

本調査は、長崎県のこどもたちから直接、学校生活や教育に関する意見を聴くことで、意見表明の機会を確保するとともに、教育ニーズを的確に把握する内容となっています。なお、回答結果については、松浦市分のみの記載となります。

■調査詳細

項目	長崎県子どもアンケート調査
調査対象者	長崎県内の小学校（5・6 年）、中学校、高等学校、 特別支援学校（小学部 5 年生以上）に在学する児童生徒
調査期間	令和 6 年 7 月 10 日（水）～7 月 31 日（水）
調査方法	電子回答による実施
有効回収数	17,923 件（うち、松浦市分：238 件）

①どの学校に通学していますか

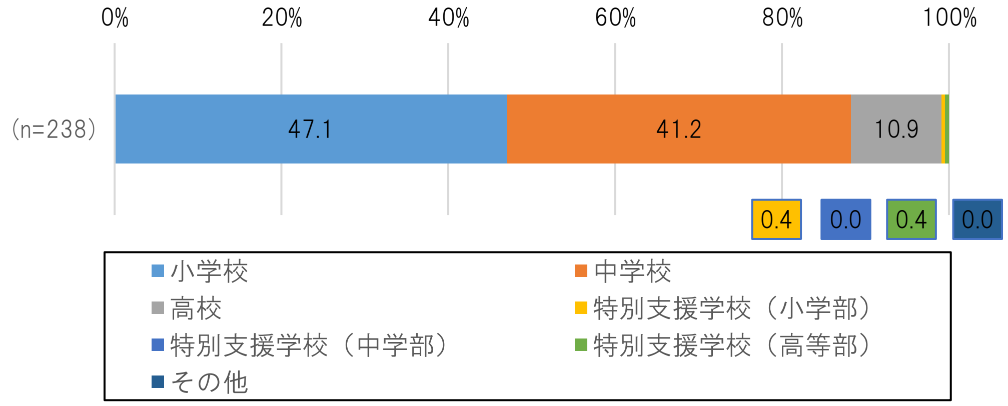

②生活の中で困っていること、心配に感じる事はどんなことですか

「特にない」が 51.5％と最も高く、次いで「授業など勉強や成績のこと」、「将来のこと」、「友達のこと」が上位を占めています。

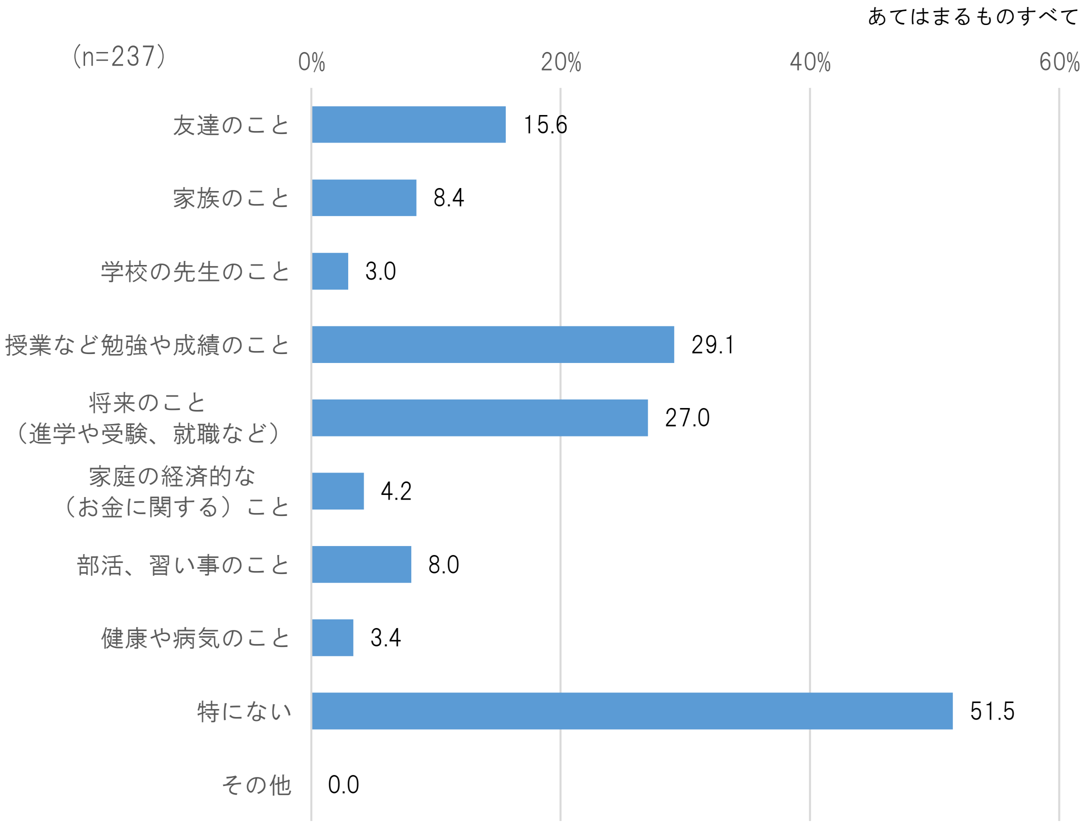

③今、自分は幸せだと思いますか

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が 9 割以上を占めていますが、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」も少数ではあるがいる状況です。

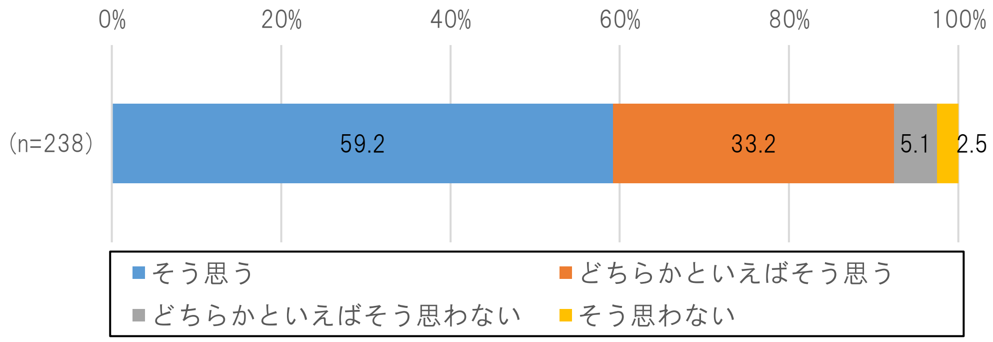

④今の自分が好きですか

「好きだ」、「どちらかといえば好きだ」が８割近くを占めていますが、「どちらかといえばそう好きではない」、「好きではない」も２割超いる状況です。

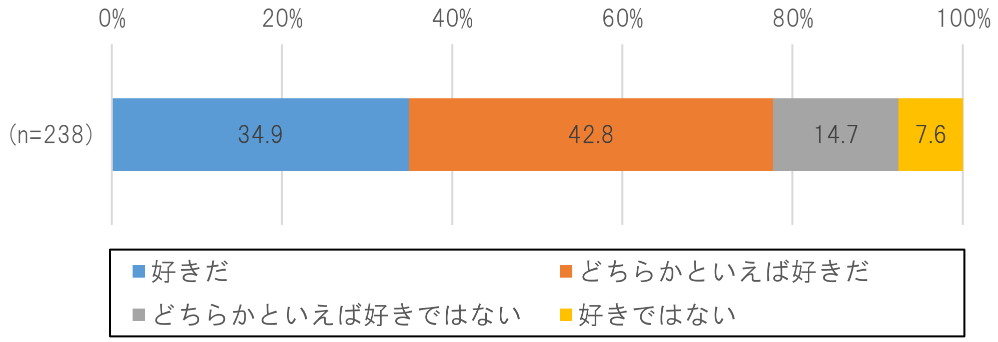

⑤困ったときに相談できる人はいますか

「いる」が大半を占めていますが、「いない」という方も少数ではあるが存在しています。

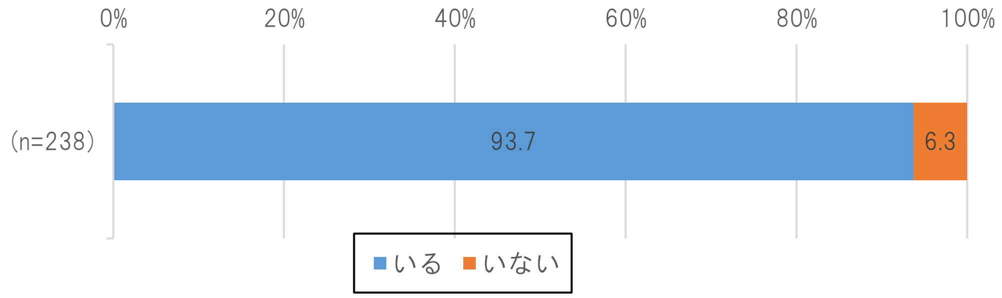

⑥自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に自分一人や友達と過ごすことができる場所が身近にありますか

「ある（学校の近くやそれ以外）」が８割近く占めていますが、「ない」という方も２割いる状況です。

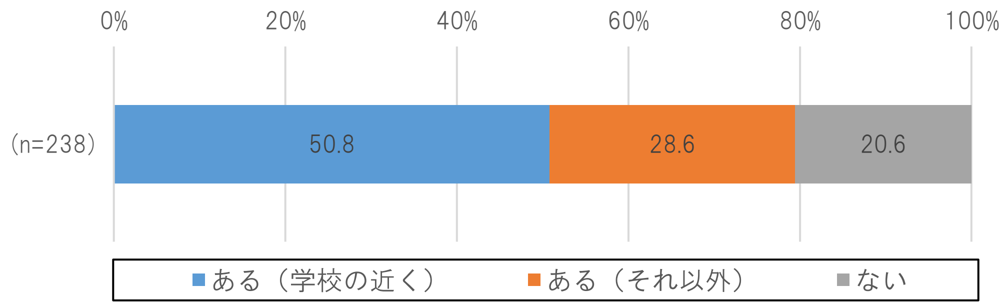

9　その他、こどもの意見を集約した取組み

各種事業を実施したなかで、こどもの意見が表明された以下の取組みについて、本計画を作成する際の参考にさせていただきました。

（１）中高校生を対象としたワークショップの開催

①　令和６年８月２日（金）　保健センター　　参加人数　　１３名
②　令和７年８月１日（金）　保健センター　　参加人数　　　５名

（２）子ども議会（中学校）　令和７年８月１日（金）

【一般質問・提案】

・鷹島の未来のために私たちにできることについて
・市への訪問客を増やすための方策について
・室内で遊べるような大型施設について
・松浦市の人口増加に関わる取り組みについて
・若年層（若者）の人口流出対策及び人口流入の取り組みについて
・定期船欠航時の対応について
・明るく楽しい松浦市の実現に向けて
・福島町の建物や公衆トイレについて
・松浦市の教育設備について

10　本市における主な課題

（1）こどもの人口減少

全国的な社会問題である「少子化」は、本市においても深刻化しており、合計特殊出生率は全国平均より高いものの、婚姻率は低下傾向にあります。関係団体ヒアリングにおいては、保育園等の存続を危惧する声が多くあがっています。「少子化」は、地域社会の活力低下、将来的な担い手不足、地域経済の衰退などが懸念される重大な課題です。こどもたちの数が減ることで、学校や地域における友達や遊び仲間の減少、部活動の廃止など、成長環境にも影響を与え、社会性やコミュニケーション能力の発達、創造性や主体性を育む機会が制限される可能性があります。さらに、未来を担う人材の不足、経済活動の停滞、社会保障費の増加など、多岐にわたる問題を引き起こすため、持続可能な地域社会の実現に向けて、少子化対策を強化し、こどもたちの未来を支えるための具体的な施策を推進していく必要があります。

（2）子育てにおけるニーズや価値観の変化と支援の方向性

本市における女性の就業率は県平均よりも高く、年々上昇傾向にあります。アンケート結果からも、フルタイム勤務をしている母親の割合が前回調査時よりも増加していることなどから、保育ニーズの上昇、もしくは潜在的なニーズがあると考えられます。共働き世帯では、仕事と育児の両立に苦労する親が多く、小児医療の充実や一時保育・休日保育のニーズ、経済的支援を求める声などがあがっています。一方、親の負担軽減のみを目的とした支援は、親育ちを妨げ、こどもの成長を阻害する可能性も秘めており、関係団体ヒアリングにおいても支援の方向性を危惧する声があがっています。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を再認識し、親と子のふれあいを第一に、こどもたちが安心して成長できるために必要な支援やサポートを地域で連携して推進していく必要があります。

（3）子育て環境の地域差

本市の子育て環境においては、「みんなの子育て広場（ＵＲＡＣＣＯ）」や「児童館」といった主要な子育て支援拠点が、一部の地域に集中している現状が課題としてあげられます。アンケートや団体ヒアリングでは、これらの施設へのアクセスが困難な地域からの声が多数寄せられており、様々な生活圏を持つ本市においては、地域差を感じることなく子育てしやすい環境を均等化していく必要性が強く認識されています。そのためには、各地域の現状や特性を踏まえた、より包括的な子育て支援体制を構築していく必要があります。

（4）困難を抱えるこどもや子育て家庭への対応

令和 6 年の「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」への改正など、社会全体でこどもの貧困対策への意識が高まっています。本市においても、アンケートにおいて生活困窮世帯が一定数存在している状況が伺え、未来を担うこどもたちが希望を持って成長できるよう、具体的な対策を推進していく必要があります。また、関係団体ヒアリングからは、気になるこどもや養育を必要とするこどもの増加、またそこに対する保護者の極度な不安への対応や一人ひとりのこどもへの対応が行き届いていないことなどが課題としてあがっています。その他にも、障がいを抱えるこどもやひとり親世帯のこども、児童虐待、不登校、ヤングケアラーなど様々な困難を抱えるこどもたちに対する施策を強化し、すべてのこどもたちが本市で健やかに育つことができるよう施策を推進していく必要があります。

（5）子育て家庭の集いの場やこどもの居場所づくり

子育て家庭の集いの場やこどもの居場所の不足は、本市の子育て環境において重要な課題となっています。アンケートでは、こどもの居場所と遊び場の確保が最も求められており、現在利用中止となっている「不老山総合公園」の早期整備が切望されています。市内には、こどもたちが安心して遊べる公園が不足しており、保護者同士の交流の場も少ない状況です。現在、国が進めている「こどもまんなか社会」では、学校や家庭以外のこどもたちの「第三の居場所」の重要性が強調されています。本市においても、こどもたちの安全な遊び場や体験機会を提供する場を積極的に創出していく必要があります。

（6）こども・若者が中心となる体制づくり

若者アンケートの調査結果では、現在未婚の若者における、今後の結婚希望者は約 7 割を占めていますが、併せて「将来に不安を抱えている」、「孤独を感じている」若者が多く見受けられます。厳しい現代社会のなか、地域や家族における「つながり」の希薄化が要因ではないかと推測されることから、今後の生活の安定に向けて、一人ひとりの成長を通じて社会的自立につなげるための、チャレンジできる場や機会の創出、さらには、若者を支える大人や地域社会の理解促進、自立に向けた経済的支援など若者への多様な支援体制づくりを整備する必要があります。また、こども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めていくことが重要です。そのため、こども・若者が安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

第３章

計画の基本的な考え方

1　基本理念

本市では、基本理念として「心通わせ、子育て安心　たくましいこどもが育つまち」を掲げ、「こどもの最善の利益」が実現され、安心して産み育てることができる社会を目指し、子育て支援施策に取り組んできました。

本計画においても、これまでの理念や子育て支援施策の方向性を継承しつつ、国の「こどもまんなか社会」へ向けた動向、本市のこどもや子育て家庭を取り巻く現状を踏まえ、子育て支援施策のより一層の充実を目指します。

～基本理念～

心通わせ、子育て安心　たくましいこどもが育つまち

2　基本目標

基本理念のもと、以下の５つの基本目標を掲げます。

▥基本目標１　こども・若者の権利を主体とした環境づくり

こども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。

▥基本目標２　こどもの健やかな育ちを支える環境の整備

すべてのこどもの健やかな育ちの実現に向けて、妊娠期からの継続した関わりを通じて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、こどもの疾病の予防などを含めた母子保健対策を充実します。

▥基本目標３　困難を抱えるこどもの支援体制

ひとり親家庭や障がいのあるこどもを養育している家庭など、困難を抱えるこどもやその家庭に対して関係機関と連携して適切な支援を提供するとともに、児童虐待防止対策を充実して、すべてのこどもに支援が行きわたるよう取組を進めます。

▥基本目標４　こどもの成長を支えるしくみの構築

子育て家庭の孤立を防ぎ、様々な相談窓口やサポートを強化するとともに、親と子がともにふれあいの中で育ち、こどもたちが描く未来へ成長していけるよう、こどもの居場所づくりも含め地域と連携しながら取組を進めます。

▥基本目標５　仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

誰もが安心してこどもを生み・育てる選択ができるよう、切れ目なく必要な支援を提供していきます。また、男女がともに支えあいながら子育てができるよう、男女共同参画の意識醸成を促進するとともに、仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう取組を進めます。

3　施策体系

基本目標のもと、それぞれの施策を掲げ本市における子育て支援を総合的に進めていきます。

〔基本理念〕心通わせ、子育て安心　たくましいこどもが育つまち	
基本目標	基本施策
基本目標１ **こども・若者の権利を主体とした環境づくり**	（１）こども・若者の人権を守る環境づくり
	（２）こども・若者の参画機会の確保
基本目標２ **こどもの健やかな育ちを支える環境の整備**	（１）母子保健の充実
	（２）思春期保健の充実
	（３）小児医療の推進
	（４）有害環境対策の推進
	（５）交通安全対策の推進
基本目標３ **困難を抱えるこどもの支援体制**	（１）虐待防止など要支援児童対策
	（２）いじめや不登校への対応
	（３）障がいのあるこどもと家庭への支援
	（４）ひとり親家庭等の自立支援
	（５）こどもの貧困対策の推進
基本目標４ **こどもの成長を支えるしくみの構築**	（１）子育ち・親育ちへの環境づくり
	（２）子育て相談、こども支援ネットワークの構築
	（３）こどもの居場所づくり
	（４）次代の親の育成
	（５）経済的支援
基本目標５ **仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進**	（１）若者への相談支援
	（２）仕事と子育ての両立支援

第４章

施策の内容

基本目標１

こども・若者の権利を主体とした環境づくり

こども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。

（1）こども・若者の人権を守る環境づくり

施策名	内容と方向性	主な担当課
（新規） こども・若者の権利の周知・啓発	内　容▶こども・若者が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、その基本となるこども基本法、子どもの権利条約の内容等、こどもの権利について、広く市民に周知･啓発を推進します。 方向性▶こども･若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していきます。	子育て・ こども課
（新規） 人権教育の推進	内　容▶「松浦市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の能力が十分に発揮できる社会、人権が共存し、ゆとりや楽しさ、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を基本とし、市民一人ひとりが人権尊重の態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することがあたりまえとなっているような社会を築くことを目標に、人権教育・啓発活動を推進しています。 方向性▶こども･若者が自分自身に関係のあることについて自由に自分の意見を表す意見表明権等、人権についての意識を高めるため、こどもの権利に関する啓発活動の推進を図っていきます。	総務課

（２）こども・若者の参画機会の確保

施策名	内容と方向性	主な担当課
（新規） こども・若者が意見表明できる仕組みづくり	内　容▶こども・若者が市の取組みや施設の運営等について、意見を表明できるような仕組みや機会の創出を検討します。 方向性▶ＳＮＳやホームページ等を活用し、こども・若者の意見が市の取組み等に反映できるような仕組みづくりの構築を図っていきます。	子育て・こども課 総務課 政策企画課
（新規） 子ども議会の開催	内　容▶こどもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、こどもの意見を聴き、市政等に反映させることを目的に実施しています。 方向性▶今後も継続して中学生による子ども議会を実施し、生徒の考えや意見を市の取組に反映できるような機会を設定していきます。	学校教育課
（新規） まちづくり推進協議会への参加促進	内　容▶人口減少、過疎化や少子高齢化、コミュニティの希薄化などにより多様化・複雑化した地域課題に対応するため、地域の将来像を共有し協力できる体制を目指し、小学校区単位の協働によるまちづくりを推進しています。 方向性▶各小学校区単位で設立が進められている（している）まちづくり推進協議会において、こども・若者が参加し、意見ができるような環境づくりの整備に努めます。	政策企画課

基本目標２

こどもの健やかな育ちを支える環境の整備

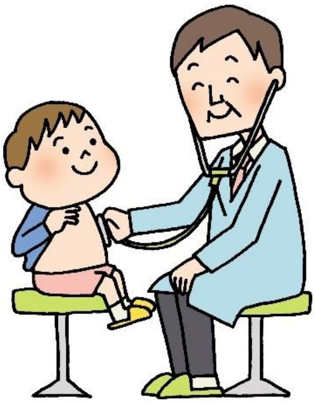

すべてのこどもの健やかな育ちの実現に向けて、妊娠期からの継続した関わりを通じて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、こどもの疾病の予防などを含めた母子保健対策を充実します。

（１）母子保健の充実

施策名	内容と方向性	主な担当課
母子保健推進員活動の充実	内　容▶母子保健推進員として 11 人（令和 6 年度現在）が活動しており、乳幼児健診で保健師の補助をしたり、新生児訪問の際に育児相談・指導に対応するとともに、情報提供をしています。また、母親とのコミュニケーションの場としておもちゃづくりの会を年 1 回程度開催しています。自主活動として布の絵本を作成し、読み聞かせや母子のふれあいに活用しています。地域でのアドバイザーとして母親と顔見知りになることで、気軽に育児相談ができる体制の充実を図っています。 方向性▶4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児の健康診査を松浦地区においては、市民福祉総合プラザ、福島地区においては、福島保健センター、鷹島地区においては、鷹島水仙苑において実施します。今後も各種母子保健事業に従事する中で地域における母子の支援を継続して実施していきます。	子育て・こども課
相談窓口の充実	内　容▶妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、令和 6 年度より、子育て・こども課内に「こども家庭センター」を設置し、これまでの母子保健と児童福祉における相談支援両機能を連携協働し、相談窓口の充実を図っています。 方向性▶「こども家庭センター」を主軸に、さらに充実した内容となるよう、妊娠・出産・育児に関する相談等に柔軟に対応し、充実を図っていきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
乳幼児健診の充実	内　容▶４か月児・１歳６か月児・３歳児の健康診査を実施しています。乳児一般健康診査の受診を奨励し、健康管理の向上を図っています。また、健診結果などにより、必要に応じ保護者への指導や経過観察など事後指導の充実を図っています。 方向性▶４か月児・１歳６か月児・３歳児の健康診査を松浦地区においては、市民福祉総合プラザ、福島地区においては、福島保健センター、鷹島地区においては、鷹島水仙苑において実施しており、今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
予防接種の周知・啓発	内　容▶乳児期の個別訪問により、予防接種に係る情報を適切に伝えるとともに、子育て支援に関する他の事業も併せて周知しています。広報誌やホームページなどで、予防接種の内容や実施状況について周知、啓発を行います。また、必要に応じ個別通知等を行い、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するとともに、接種率の向上を図っています。任意接種であるインフルエンザ予防接種については、生後６か月から高校生までを対象とし、本人負担額の軽減を行っています。 方向性▶今後も最新の情報を適切な時期に提供し、予防接種の接種率の向上を図っていきます。	子育て・こども課
乳幼児相談の充実	内　容▶市民福祉総合プラザにおいて保健師や栄養士、母子保健推進員により月１回、離乳食や発達育児に関する相談を行っています。乳幼児相談やわくわくマタニティ教室等を開催し、保護者の様々な相談に対応しています。「みんなの子育て広場（ＵＲＡＣＣＯ）」に利用者支援専門員を配置し、相談体制の強化を図っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
５歳児健診の実施	内　容▶3 歳児健診と就学健診の間に、５歳児健診を実施し、健やかな身体発育の確認と発達や情緒に課題がないか等を早期に発見するとともに、就学への支援につなげる機会としています。市内に住む５歳児を健診対象とし、早い時期から療育支援を行い、スムーズな就学へつながるよう支援を行っています。 方向性▶対象児すべてを健診できるよう、今後も計画的に実施していきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
わくわく マタニティ教室	内　容▶妊婦やその家族の方に、妊娠中や出産、その後の育児等に必要な知識を提供するとともに、不安感を解消し、安心して出産及び育児に向き合えるよう講習を行っています。 方向性▶母子健康手帳交付時の案内時に、初産婦・ハイリスク妊婦には特に勧奨しており、今後も継続して実施していきます。	子育て・ こども課
ベビー用品 貸出し事業	内　容▶乳幼児期に必要な備品等を貸出しすることにより、里帰りや緊急時の子育て家庭の支援をするとともに、安心して産み育てることができる環境整備の推進を図るため、「松浦市すくすく子育て応援事業」としてベビー用品の貸出し（ベビーベッド、チャイルドシート、スケール（体重計）、ベビーバス）を実施しています。 方向性▶現場のニーズを反映しながら、安心して産み育てることができる子育て環境の整備に、今後も引き続き取り組みます。	子育て・ こども課

（２）思春期保健の充実

施策名	内容と方向性	主な担当課
性に関する正しい知識の普及・啓発	内　容▶小・中学校の特別活動・学校保健・学校安全年間指導計画など教育課程において、発達段階に応じた性教育やエイズ教育など性に関する指導を位置づけるとともに、自分や他人の身体や性を大切にする教育を保健師・助産師等の専門職が実施しています。 方向性▶今後も発達段階に応じた取組を、学校・保護者・関係機関が連携し継続していきます。	学校教育課 子育て・ こども課
薬物に関する教育の充実	内　容▶小・中学校において警察署、薬剤師や保健所と連携を図り、薬物乱用防止教室を実施しています。近年の薬物乱用者の増加や低年齢化の傾向を鑑み、正しい知識を身につけるため指導の充実を図っています。 方向性▶今後も小学校９校（高学年対象）、中学校７校において、警察署や薬剤師・保健所と連携し、薬物乱用防止教室を実施していきます。	学校教育課

施策名	内容と方向性	主な担当課
飲酒・喫煙防止の啓発	内　容▶小・中学校の特別活動や保健指導において、喫煙や飲酒の害に関する学習などを行い、正しい知識の普及・啓発を図っています。 方向性▶今後も小学校 9 校、中学校 7 校で、学校保健年間指導計画に基づき、保健体育科の授業や特別活動、喫煙や飲酒の害に関する学習を発達段階に応じて実施していきます。	学校教育課

（３）小児医療の推進

施策名	内容と方向性	主な担当課
小児医療体制の確保	内　容▶こどもを安心して産み育てるためには、小児医療体制の整備は不可欠です。市内の小児科医療機関は 1 か所で、夜間や休日の緊急医療については、近隣市の医療機関で対応しています。 方向性▶夜間や休日に診療できる小児科が市内にはないため、専門の看護師が、お子さんの急な病気への対処法や応急処置などをアドバイスする「小児救急電話相談（＃８０００）」の活用について周知を図っていきます。また、パンフレットや市報、さらに市の公式ＬＩＮＥなどＳＮＳを情報発信に活用しながら、近隣市（佐世保市・伊万里市・唐津市）の救急医療に関する情報等の発信を行い、今後も広域的な連携の強化に努めていきます。	健康ほけん課 子育て・こども課
小児医療の情報提供	内　容▶医療機関の場所・診療時間、医療費助成制度など小児医療に関して、健診や各種相談時、市のホームページ等の各種広報媒体の活用により、情報提供体制の充実を図っています。また、乳幼児健康診査時や家庭訪問などを通じて、事故防止の指導や病気・緊急時の対応法について指導の充実を図っています。小児の救急、夜間診療などの対応について、子育てマップに記載するなど配付物にて周知を図るほか、窓口及び電話での問い合わせに随時対応しています。 方向性▶今後も窓口及び電話での問い合わせに随時対応するとともに、情報提供に努めていきます。	子育て・こども課

（4）有害環境対策の推進

施策名	内容と方向性	主な担当課
ネット依存に対する研修会の開催	内　容▶情報化社会の著しい進展、また、スマートフォンの急激な普及に伴い、ネット依存やネットいじめ等、こどもの成長に著しく影響を及ぼすことが大きな社会問題となっていることから、あらゆる機会を通じ、インターネットやスマートフォンが与える影響について、研修会を実施しています。 方向性▶（子育て・こども課）インターネットやスマートフォンが与えるネットいじめ等への影響を重要視し、「松浦市子どもサポート推進協議会」を通しての定期的な研修会の開催に努めていきます。 （学校教育課）小・中学校において、定期的にメディア研修を実施していきます。また、市内小・中学校に対しては、校長研修会などを通じて、保護者と連携した取組の重要性について啓発していきます。	子育て・こども課 学校教育課

（5）交通安全対策の推進

施策名	内容と方向性	主な担当課
安全点検の実施	内　容▶こどもを交通事故から守るためには、自ら自分の命を守るためだけでなく、市、県、警察、学校及び保育所（園）・認定こども園の関係機関が一体となった見守り体制の強化を図る必要があります。近年、交通事故などによりこどもの命が失われる機会が多くなっており、さらなる見守り体制の強化が求められています。 方向性▶市、県、警察、学校及び保育所（園）等関係機関と連携し、通学路安全プログラムにより、定期的に通学路及び散歩コースの安全点検を実施し、危険個所の情報共有を行っていきます。また、必要に応じ、道路及び附属施設などの整備も行っていきます。	学校教育課 建設課 防災課 子育て・こども課

基本目標３

困難を抱えるこどもの支援体制

ひとり親家庭や障がいのあるこどもを養育している家庭など、困難を抱えるこどもやその家庭に対して関係機関と連携して適切な支援を提供するとともに、児童虐待防止対策を充実して、すべてのこどもに支援が行きわたるよう取組を進めます。

（１）虐待防止など要支援児童対策

施策名	内容と方向性	主な担当課
こどもを守る地域ネットワークの充実	内　容▶松浦市子どもサポート推進協議会（要保護児童対策地域協議会）において定期的に代表者会議、実務者会議を開催するなど関係機関との連携強化を図っています。また個別なケースについては、個別サポート会議を開催し、きめ細やかな対応に努めています。 方向性▶今後も児童虐待防止・早期発見と早期対応を図るため代表者会議、実務者会議を開催し関係機関との連携を図っていきます。また、地域全体でこども、家庭支援を行うため里親制度等への理解を促すなど、こどもたちへの支援に関する情報提供・啓発に努めていきます。	子育て・こども課
児童虐待防止対策の充実	内　容▶主任児童委員及び民生委員・児童委員の見守りにより、児童虐待や子育てに関する相談支援の充実を図っています。保育所（園）・認定こども園、学校等の関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を図っています。また、必要に応じて、個別サポート会議を開催し、こどもの安全を守るために関係機関との連携強化に努めています。 方向性▶今後も必要に応じて個別サポート会議を開催して、関係機関と役割を確認し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めていきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
（新規） ヤングケアラー支援の充実	内　容▶ヤングケアラーに関する周知・啓発及び県の実態調査やタブレットによるアンケート調査により、ヤングケアラーの事案を早期に発見することで、必要に応じて関係機関等との連携を図りながら支援を行っています。 方向性▶本人の意向を尊重しながら、高齢や障がい、疾病、生活困窮などの家庭の状況に応じた適切なサービスにつなげられるよう、今後もヤングケアラーに関する周知・啓発及び早期発見に努めるとともに、必要に応じ個別サポート会議を活用しながら、福祉や介護、教育等関係機関が連携して支援できるよう体制づくりに努めます。	子育て・こども課 学校教育課

（2）いじめや不登校への対応

施策名	内容と方向性	主な担当課
研修会の開催	内　容▶専門家による、講演会及びグループでの研究協議を行うなど、いじめ防止及び不登校児童・生徒への具体的対応策について研修会を実施しています。 方向性▶いじめ対策、不登校対策における定期的な研修会を実施し、認識を深めていきます。	学校教育課
情報共有	内　容▶いじめや不登校の状況について、毎月開催される校長研修会、教頭研修会及び教務主任研修会において情報共有に努めています。 方向性▶各種研修会を通じ、引き続き情報共有に努めていきます。	学校教育課

（３）障がいのあるこどもと家庭への支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
療育支援体制の充実	内　容▶乳幼児健診や５歳児健診で気になるこどもは、健診の場だけの判断ではなく、こどもの困り感を保護者と一緒に確認しています。こどもの支援の内容に応じて、作業療法士の保育所（園）・認定こども園への訪問やおやこ教室の実施により、保育所（園）・認定こども園や保護者に具体的な支援方法のアドバイスを行っています。さらに必要時には、専門医の相談や医療機関受診、福祉サービスなど適切な機関へつないでいます。また、就学準備教室において、小学校入学に向けて教育委員会、医療機関、保育施設とも連携しながら、スムーズな学校生活のスタートに向けての支援を行っています。おやこ教室、就学準備教室には親子で参加をしてもらい、日常生活動作の指導や社会適応能力の指導などを行い、親子での早期の療育支援を行っています。 方向性▶今後も、保健、医療、福祉、教育機関が連携し、早期発見、早期療育に努め、切れ目のない支援体制の整備に努めていきます。乳幼児健診や５歳児健診において、保健師及び作業療法士の専門性を高めるとともに、協働作業による早期発見を目指していきます。早期発見後は、保護者支援を行いながら、適切な機関や支援につなぎ、早期療育を行っていきます。また、作業療法士による保育所（園）・認定こども園訪問や学校訪問を実施し、支援者の知識や技術の向上に努め、日常生活を送る場での療育支援の実施の充実に努めていきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
障害福祉施策の充実	内　容▶障害者手帳（身体・知的・精神）の取得により利用できる各種制度（公共交通機関利用時の割引、公費医療等）や、その障がいの程度に応じて受給できる制度の周知を行っています。また、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の制度について情報提供を行い、障がいのあるこどもを持つ親の精神的、経済的な負担の軽減を図るとともに、障がいのあるこどもの社会参加を促進しています。その他にも障害福祉サービス事業所等において、短期入所、日中一時預かり、在宅支援サービスとしてホームヘルプを実施しています。各種手帳の取得時に利用できる福祉サービスの説明を行うなどして制度の周知を図っています。 方向性▶今後も、松浦市障害児福祉計画に沿って取組を進め、障害福祉施策の充実に努めるとともに、障害者手帳の取得時の制度説明、各種制度に関する市ホームページ及び市報への情報掲載により周知を図っていきます。	福祉事務所
保育施設及び学童保育の利用の推進	内　容▶すべての施設においてスムーズな受け入れができるよう、医療機関や福祉サービスなどとの連携体制を整えています。また、障がいのあるこどもとその家族がよりよい環境で過ごすことができるよう、作業療法士による相談や訪問支援などを実施しています。 方向性▶障がいのあるこどものニーズに合わせた支援を今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
幼保小連携の強化	内　容▶幼児期から児童期への円滑な移行の実現のため、松浦市幼保小連携推進協議会を設置し、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校における実効性のある連携と幼児教育及び学校教育の相互の理解推進を図っています。 方向性▶幼保小合同研修会や松浦市幼保小連携推進協議会で幼児教育・架け橋期カリキュラムの作成について共通理解を図っていきます。	学校教育課 子育て・こども課
保護者同士の情報交換の場の提供	内　容▶発達障害及びその疑いのあるこどもの保護者を対象に、県が実施している養成講座を修了したペアレントメンター（発達が気になるこどもを育てた親）を活用した相談会を実施し、同じような悩みを持つ保護者の情報交換の場として提供を行っています。 方向性▶今後も定期的に相談会が開催できるよう、関係団体と調整を図っていきます。	子育て・こども課

（4）ひとり親家庭等の自立支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
各種制度の周知	内　容▶児童扶養手当、母子・父子寡婦福祉資金貸付、母子家庭自立支援給付金の各種制度について、広報誌や市のホームページなどを通じて周知を図っています。 方向性▶市のホームページへの掲載や広報誌に毎年1～2回掲載（法改正時は随時）しており、今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
母子・父子自立支援員の活用促進	内　容▶母子・父子自立支援員を配置し、窓口や電話での相談応対や家庭訪問を行い、就労支援や生活全般の相談に対応しています。また、様々な情報提供を図るとともに、福祉資金の貸し付けや就労支援を含む相談体制の充実を図っています。 方向性▶窓口・電話にて就労支援やその他生活全般の相談に対応しており、今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
ひとり親生活支援事業の推進	内　容▶市内在住のひとり親家庭の親子を対象に、しつけや食育等をテーマにした各種講習会を開催し、親子のふれあいと保護者同士の交流の機会を提供しています。 方向性▶毎年ひとり親家庭の親子を対象に、児童のしつけや育児に関する講習会の一環として、親子で取り組む体験教室や料理教室などを実施しており、今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課

（5）こどもの貧困対策の推進

①こども等に対する教育の支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
幼保小連携の強化【再掲】	内　容▶幼児期から児童期への円滑な移行の実現のため、松浦市幼保小連携推進協議会を設置し、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校における実効性のある連携と幼児教育及び学校教育の相互の理解推進を図っています。 方向性▶幼保小合同研修会や松浦市幼保小連携推進協議会で幼児教育・架け橋期カリキュラムの作成について共通理解を図っていきます。	学校教育課 子育て・こども課
就学援助制度の実施	内　容▶誰もが義務教育を受けられるよう経済的に困難な人を対象に、学用品や学校給食費などの教育費の一部を援助しています。また、制度周知についても、ホームページへの掲載や関係各課との連携、保護者宛て（全世帯）へのチラシ配布などを行っています。 方向性▶今後も制度周知に努め、継続して実施していきます。	教育総務課
奨学金制度の実施	内　容▶能力または学習意欲があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難な高校生及び大学生に対し奨学金を無利子で貸与しています。また、制度周知についても、ホームページへの掲載や近隣学校等への募集案内などを行っています。 方向性▶今後も制度周知に努め、継続して実施していきます。	教育総務課

②生活の安定に資するための支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
ひとり親家庭等生活向上事業の推進	内　容▶母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が日常生活で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、地域におけるひとり親家庭等の生活を総合的に支援することを目的とし、生活支援講習会、生活相談及び託児サービスを実施しています。 方向性▶対象者の生活向上を図るため、講習会などを定期的に開催するとともに、相談体制の充実を図っていきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
母子・父子自立支援員による支援	内　容▶母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活の安定と向上を図り、自立支援に主眼を置いた福祉サービスを展開するため、母子・父子自立支援員を設置しています。 方向性▶対象者の相談に応じるとともに、生活の実情、環境等を調査し自立に必要な支援を行っていきます。	子育て・こども課

③職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	内　容▶母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間及び養成訓練の修了後に経費の一部を支給しています。 方向性▶対象者の資格取得を促進すべく、制度の適正な運用に努めていきます。	子育て・こども課
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給	内　容▶母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自主的に自立の促進を図ることを目的とし、教育訓練給付講座の受講に係る経費の一部を支給しています。 方向性▶対象者の自立を促進すべく、制度の適正な運用に努めていきます。	子育て・こども課

④経済的支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
児童扶養手当の支給	内　容▶父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18 歳に達する日以降最初の 3 月末までの児童（障がい児は 20 歳未満）を養育している、ひとり親家庭の父または母等に手当を支給しています。 方向性▶対象者の該当要件を精査し、制度の適正な運用に努めていきます。	子育て・こども課
ひとり親家庭等医療費の助成	内　容▶母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等のひとり親家庭等に対して、医療費を助成しています。助成方法は、令和 5 年 10 月診療分から現物支給方式にて行っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
フードバンク事業による食料支援	内　容▶経済的に困難を抱える低所得の子育て世帯に対し、社会福祉法人松浦市社会福祉協議会と連携し、寄附で集められた食料品や日用品等の配布及び相談会を定期的に実施しています。 方向性▶今後も継続して事業を推進していきます。また、本事業の趣旨について周知を行い、企業や個人からの理解をいただき、寄附の拡大を図ることで、より多くの当該子育て世帯へ支援ができるよう努めていきます。	子育て・こども課

基本目標４

こどもの成長を支えるしくみの構築

子育て家庭の孤立を防ぎ、様々な相談窓口やサポートを強化するとともに、親と子がともにふれあいの中で育ち、こどもたちが描く未来へ成長していけるよう、こどもの居場所づくりも含め地域と連携しながら取組を進めます。

（1）子育ち・親育ちへの環境づくり

施策名	内容と方向性	主な担当課
遊び場の充実	内　容▶子育ての過程において、遊び場は、こどもの健やかな成長を促す場所として、また子育て世代同士のコミュニケーションを育む場所として重要な役割を果たすものです。令和６年現在、遊具施設を備えた大型の公園が休園中であることや、今般の夏場の気温上昇により屋外で遊ぶ機会が減少していることに加え、ニーズ調査において、新たな遊び場を求める声が最も多く、特に屋根のある遊び場に対する要望が高くなっている状況にあることから、遊び場の充実を図ります。 方向性▶全天候型の遊戯施設の設置について要望が高いことから、今後計画的に進めていきます。	子育て・こども課
子育てに関する講座等の開催	内　容▶まつうら出前講座などを通じて、家庭の教育力の充実を支援するため、子育てに関する講座を開催しています。市立公民館においても子育てに関する学習機会の提供を充実させるとともに、地域性を踏まえ、内容の充実に努めています。また、こどもが長時間のゲームやスマートフォン、インターネット等に接触することによる生活のリズムの乱れ・依存被害が急増していることに対し、長崎県メディア安全指導員を活用し、健診時または保育所（園）・認定こども園、幼稚園、学校、ＰＴＡ等において安全・安心なメディアとの付き合い方を普及・啓発しています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	生涯学習課 子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
絵本の読み聞かせ親子のふれあい事業	内　容▶乳幼児健診時にオリジナル絵本「だっこだっこ（乳児版）」及び「まーくんのたんけん（幼児版）」を配布し、ボランティア、図書館職員、母子保健推進員による読み聞かせを行い、乳幼児期における親子のふれあいの大切さや方法を伝えるとともに、家庭で楽しい子育てができる環境への支援を行っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
（新規） 読書活動の推進	内　容▶「第二次松浦市読書活動推進計画」に基づき、市民が格差のない読書環境を享受できることを目指し、官民学一体となった活動によって読書機会の増大に取り組んでいます。 方向性▶こどもたちに豊かな読書体験を提供し、楽しみながら親子の絆を深めることを推進していきます。	生涯学習課
「木育」の推進	内　容▶「森林」あるいは『木』の持つ魅力を再発見し、木材の良さや利用の意義を学び、子育て支援のさらなる充実を目指すとともに、私たちの暮らしの中に木材を取り入れ、感情豊かなこどもを育てるため、「木育」を推進しています。また、「松浦市木育推進計画」に基づき木工体験教室や木育啓発木製玩具セット（移動おもちゃ箱）などにより、木とふれあう機会を提供しています。 方向性▶市内イベントや学校行事等を活用しながら「木育」の啓発に努め、広く市民の理解を得る活動を継続していきます。また、「松浦市木育推進計画」の基本目標に掲げる「人づくり・拠点づくり・森林づくり」を、今後も継続して推進していきます。	子育て・こども課

（2）子育て相談、こども支援ネットワークの構築

施策名	内容と方向性	主な担当課
子育てに関する相談対応の充実	内　容▶「こども家庭センター」を中心に、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員などとの連携を図るとともに、「みんなの子育て広場（ＵＲＡＣＣＯ）」に利用者支援専門員を配置し、子育てや教育に関する相談対応窓口の充実を図っています。 方向性▶今後も子育てに関する相談窓口として、関係機関と連携を密にし、継続して実施していきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
地域子育て支援ネットワークの構築	内　容▶こどもを安心して産み育てることができる、暮らしやすいまちづくりを構築するため、保育所（園）・認定こども園などの子育て支援施設と地域及び子育て支援活動団体（「御厨ゆりかごの会」及び「まつうら子育て応援隊」）等との連携を図っています。 方向性▶今後も子育て支援活動団体の活動と公共施設の連携による効率的な事業運営に努めながら、継続して実施していきます。	生涯学習課 子育て・こども課
子育てに関する情報提供の充実	内　容▶地域の子育て支援サービスに関する情報を市のホームページや広報誌などを通じて保護者へ提供し、子育て中の保護者の孤立化や育児不安の解消に努めています。また、ＳＮＳやＮＢＣデータ放送等を活用し、子育て支援情報を積極的に提供しています。 方向性▶今後もＳＮＳ等による情報提供を積極的に行っていきます。	子育て・こども課
子育て広場の整備	内　容▶子育て中の親子が気軽に訪れ、相談や情報を交換する場所として、「みんなの子育て広場（ＵＲＡＣＣＯ）」を中心に、様々な事業を実施しています。 方向性▶今後も利用者のニーズを把握しながら、子育て世帯へ交流の場としての役割を果たすとともに、利用者支援専門員等による子育てに関する相談支援や情報の提供を行っていきます。	子育て・こども課

（３）こどもの居場所づくり

施策名	内容と方向性	主な担当課
こどもの居場所づくり	内　容▶こどもたちが安心して自分らしく過ごすことができる場所（家庭、学校以外の第三の居場所）や自己実現を育む体験活動の機会をもたらす「居場所」の設置に向けて取り組んでいます。また、「食事」を通じて、こども・若者と地域がつながる垣根のない居場所であるこども食堂について周知に努めています。 方向性▶今後も、地域の多様な主体によるこどもの居場所の創出・充実に努めていきます。	子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
学校施設の活用	内　容▶健全育成会やＰＴＡ活動、老人会などの場として、学校施設を開放することにより、こどもたちの居場所はもとよりこどもたちと地域住民の交流の場としても活用を図っています。 方向性▶地域に開かれた学校づくりを、今後も継続していきます。	学校教育課
児童館の活用	内　容▶こどもたちが自由に来館し、勉強をしたり、遊び場として利用しています。また、遊び等を通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにするために様々な活動に取り組むとともに、乳幼児から中・高校生世代までの居場所づくりに取り組んでいます。 方向性▶今後もこどもたちが自由に集うことができる施設として広く周知していきます。	子育て・こども課

（４）次代の親の育成

施策名	内容と方向性	主な担当課
次代の親となるための教育啓発	内　容▶教育課程の一環として、家庭生活や家族についての学習を行うことで、こどもを産み育てることや次代の親となる意識を育てています。 方向性▶今後も家庭科分野の「家族・家庭生活」の中にある「幼児の生活と家族」において学習内容を深めていきます。	学校教育課
乳幼児とのふれあい交流活動の推進	内　容▶中高生が、乳幼児とふれあったり、子育て中の保護者の話を聞いたりすることで、次の世代へ命をつなぐことの大切さを学ぶ機会の場として、交流事業を実施しています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課

（５）経済的支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
医療費の助成	内　容▶障がいのある人や乳幼児、小・中学生、高校生、ひとり親家庭の医療費を助成し、子育て世帯の負担軽減を図っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	福祉事務所 子育て・こども課
保育料の完全無償化及び副食費の助成	内　容▶令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化の対象とならない 3 歳未満のこどもを対象に、令和 7 年 4 月より松浦市の独自事業として保育料を完全無償化としました。また、無償化の対象とならない 3 歳以上のこどもの副食費についても助成を行い、保護者の負担軽減を図っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
学校給食費の助成	内　容▶令和 7 年 4 月より松浦市の独自事業として学校給食費の一部を助成し、子育て世帯の負担軽減を図っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	教育総務課

施策名	内容と方向性	主な担当課
児童手当の支給	内　容▶児童（0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるこども）を養育している方に対して支援を行い、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
就学援助制度の実施【再掲】	内　容▶誰もが義務教育を受けられるよう経済的に困難な人を対象に、学用品や学校給食費などの教育費の一部を援助しています。また、制度周知についても、ホームページへの掲載や関係各課との連携、保護者宛て（全世帯）へのチラシ配布などを行っています。 方向性▶今後も制度周知に努め、継続して実施していきます。	教育総務課
奨学金制度の実施【再掲】	内　容▶能力または学習意欲があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難な高校生及び大学生に対し奨学金を無利子で貸与し、例年継続的に実施しています。また、制度周知についても、ホームページへの掲載や近隣学校等への募集案内などを行っています。 方向性▶今後も制度周知に努め、継続して実施していきます。	教育総務課
離島高校生就学支援制度の実施	内　容▶高等学校のない離島地区から本土等の高等学校等へ進学する高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、居住費及び通学費等の援助を実施しています。また、制度周知についても、該当保護者への周知及び該当校（県補助金の活用等）への確認を行っています。 方向性▶今後も制度周知に努め、継続して実施していきます。	教育総務課
定住促進住宅の家賃の減額	内　容▶松浦市定住促進住宅では、子育て支援や市外からの転入促進を目的として、定住促進住宅の家賃の減額を実施しています。 ［子育て支援家賃減額］ 中学校卒業前までのこどもを持つ世帯を対象に、こどもの人数に応じて一定の額を毎月の家賃から減額。 方向性▶定住促進住宅の空き部屋の増加とともに子育て世帯の数も伸び悩んでいるため、引き続き PR に努め支援世帯の増加を目指していきます。	都市計画課

施策名	内容と方向性	主な担当課
不妊治療費の助成	内　容▶特定不妊治療のうち、保険診療とならない先進医療を受けた場合において、1 回につき 30 万円を限度に助成しています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
（新規） 任意予防接種費の助成	内　容▶生後 6 か月から 18 歳まで（高校 3 年生相当年齢）のインフルエンザ予防接種及び妊娠を希望する女性への風しんワクチン予防接種の費用を助成しています。 方向性▶今後も継続して実施し、予防接種の接種率の向上を図っていきます。	子育て・こども課
各種手当助成制度に関する情報提供の充実	内　容▶各種手当や助成制度の利用を促進するため、広報誌や市のホームページ、SNS 投稿、パンフレットの配布等により情報提供の充実を図り、制度の普及・啓発に努めています。また、市が取り組む子育て支援等の施策や市の魅力等について、メディアやチラシ等による効果的な情報発進に取り組んでいます。 方向性▶各課が行う情報発信の取組について、今後も継続して実施していきます。	福祉事務所 子育て・こども課 教育総務課
その他の政策	内　容▶結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について、今後も検討していきます。 方向性▶結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について、今後も、子育て・こども課の SNS 等を活用し、他部署が実施している施策も総合的に情報発進していきます。	子育て・こども課

基本目標５

仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

誰もが安心してこどもを生み･育てる選択ができるよう、切れ目なく必要な支援を提供していきます。また、男女がともに支えあいながら子育てができるよう、男女共同参画の意識醸成を促進するとともに、仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう取組を進めます。

（１）若者への相談支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
（新規） 若者の就労支援の充実	内　容▶働くことに悩みを抱えている若者に対し、させぼ若者サポートステーションを通じ、キャリアコンサルタントによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、自立に向けた支援を実施しています。 方向性▶今後も関係機関と連携し、若者の就労につながるよう情報提供を行っていきます。	産業振興課
（新規） 再就職再雇用に対する支援	内　容▶地域職業相談室において職業相談や職業紹介等を実施しています。再就職や再雇用を支援するため、ハローワークや地域職業相談室と連携を図り、再就職希望者へのサポートを行っています。事業所については、各事業所の求人状況を把握し、ニーズにあった求職者との面談会を実施するなど、実際の雇用につながる支援を実施しています。その他、松浦市工業会主催の合同企業面談会の実施及び松浦市人材登録制度による再就職を支援しています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	産業振興課

施策名	内容と方向性	主な担当課
（新規） 結婚希望者への支援	内　容▶長崎県婚活サポートセンターが運営するお見合いシステムへの登録優待を行い、結婚支援の入口となる出会いの選択肢の幅を広め、結婚希望者のマッチングを高めます。また、結婚後の支援事業として各種補助金の支給を実施しており、経済的不安から結婚に踏み切れない若者に対して後押しを行っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	政策企画課
（新規） 悩みや不安を抱える若者への相談体制の充実	内　容▶不眠、意欲の減退、対人関係の悩み等、こころの状況・病気に関することについて相談を受け、医療や福祉など様々な関係機関と連携を図りながら、本人や家族が安心感を持って生活ができるよう支援しています。また、ひきこもり等の問題を抱える家族及び本人に対して、個別相談を行い、問題解決に向けて対処法を共に考えています。 方向性▶今後も関係機関と連携を図りながら、支援に努めていきます。	健康ほけん課

（２）仕事と子育ての両立支援

施策名	内容と方向性	主な担当課
仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	内　容▶仕事と家庭の両立を図ることができるように、職場優先という組織・企業風土を見直すため、広報活動を通じて事業者や市民の意識啓発を図っています。 方向性▶今後も啓発の推進に努めていきます。	総務課
育児休業制度や短時間看護休暇制度の周知徹底と取得推進	内　容▶事業所に対する育児休業等に関する制度の情報提供を行い、制度の周知啓発、事業所の意識向上を図っています。また、育児休業や短時間の看護休暇の取得を促進し、子育てしながら働きやすい労働環境づくりに関するチラシ・ポスターによる情報提供を実施しています。 方向性▶働きながら安心して出産・子育てができるよう、母性健康管理措置や短時間看護休暇などの制度について、ポスターやチラシによる周知・啓発を実施し、取得しやすい職場環境を整えていただくよう働きかけを行っていきます。	産業振興課 子育て・こども課

施策名	内容と方向性	主な担当課
再就職再雇用に対する支援【再掲】	内　容▶地域職業相談室において職業相談や職業紹介等を実施しています。また、長崎県人材活躍支援センターによる休職者に対する巡回相談を実施しています。再就職や再雇用を支援するため、ハローワークや地域職業相談室と連携を図り、巡回相談を実施する等、再就職希望者へのサポートを行っています。事業所については、各事業所の求人状況を把握し、ニーズにあった求職者との面談会を実施するなど、実際の雇用につながる支援を実施しています。その他、松浦市工業会主催の合同企業面談会の実施及び松浦市人材登録制度による再就職を支援しています。県外Ｕ・Ｉターン相談会への参加を行っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	産業振興課
（新規） 保育料の完全無償化及び副食費の助成【再掲】	内　容▶令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化の対象とならない 3 歳未満のこどもを対象に、令和 7 年 4 月より松浦市の独自事業として保育料を完全無償化としました。また、無償化の対象とならない 3 歳以上のこどもの副食費についても助成を行い、保護者の負担軽減を図っています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課

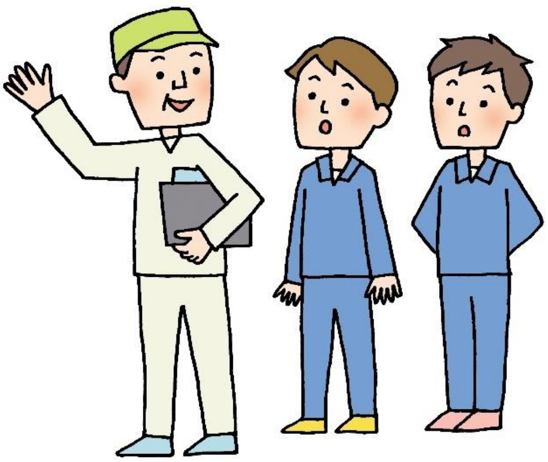

数値目標について

目　標　項　目	基準値 （R6）	目標値 （R11）
1　こども・若者の権利を主体とした環境づくり		
「今、自分は幸せだ」と思うこどもの割合	92.4%	上昇
「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	77.7%	上昇
困った時に相談できるこどもの割合	93.7%	100%
こども・若者参画ワークショップの開催	2 回	2 回以上
2　こどもの健やかな育ちを支える環境の整備		
中学校における専門職による性と生に関する教育の実施	83%	100%
妊産婦、乳児と若者の触れ合い体験活動の開催	1 回	1 回以上
3　困難を抱えるこどもの支援体制		
こどもの支援に関する研修会の開催	2 回	2 回以上
こどもの発達に課題を有する保護者交流会の開催	1 回	2 回以上
4　こどもの成長を支えるしくみの構築		
こどもの居場所の設置数	2 か所	6 か所
全天候型遊戯施設の創設	―	1 か所
5　仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進		
松浦市での子育てを希望する若者の割合	52%	上昇

第５章

子ども・子育て支援事業計画

1　教育・保育提供区の設定

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の提供区域を設定し、幼児期の教育・保育、地域のこども・子育て支援についての「量の見込み」「確保方策」の記載が必要となります。そのため提供区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域こども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

○「量の見込み」＝実績やニーズを基に、目標年度までどの程度の利用が想定されるか、家庭類型、利用率、推計児童率等を用いて算出し、量を見込むこと

○「確保方策」＝「量の見込み」に対して、どれだけの受け皿を確保して備えるか、サービス提供体制への対策を示すこと

（１）提供区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の事情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めました。その際、教育・保育提供区域は地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定しました。

（２）区域設定

本市では、第一期計画、第二期計画において、市内３区（旧松浦市区、福島町区、鷹島町区）を基本に、教育・保育の提供区の設定をしています。なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域的な提供体制については、設定区分または事業ごとに設定しています。

現在、計画期間中に大規模な都市整備計画等の想定や地域の社会状況の変化も見込まれていないことから、これまで同様、設定した区域ごとに各事業の量の見込みを算出し、併せて見込みに対する確保策を講じていきます。

（３）提供区域の設定

以下が各事業における提供区域となります。

教育・保育	区域設定
1． 保育所（園）	市内３区
2． 幼稚園	全市区
3． 認定こども園	全市区
4． 特定地域型保育事業 （小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）	市内３区
5． 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市内３区

地域子ども・子育て支援事業	区域設定
1． 利用者支援事業	全市区
2． 地域子育て支援拠点事業	全市区
3． 妊婦健診	全市区
4． 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	全市区
5． 養育支援訪問事業	全市区
6． 子育て世帯訪問支援事業	全市区
7． 児童育成支援拠点事業	全市区
8． 親子関係形成支援事業	全市区
9． 子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市区
10． 子育て援助活動事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	全市区
11． 一時預かり事業（一時預かり／預かり保育）	全市区
12． 延長保育事業	市内３区
13． 病後児保育事業	全市区
14． 産後ケア事業	全市区
15． 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	各町区

2　教育・保育事業等の提供体制

保育所（園）・認定こども園から小・中学校へとつながる一体的な「子育て支援」の考えのもと、こどもの健やかな成長を支援するため、乳幼児期における発達の段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保します。

（１）教育・保育施設、地域型保育事業の推進

乳幼児期におけるこどもの発達段階に応じた教育・保育施設や地域型保育事業について必要に応じ確保していきます。

量の見込み（令和７年度）

【単位：人】

松浦地区			令和７年度				
			１号（3～5 歳）	２号（3～5 歳）	３号		
					0 歳	1 歳	2 歳
①　量の見込み			81	256	23	67	75
②確保方策	特定教育・保育施設		79	246	22	63	73
		保育所（園）	0	113	10	29	38
		幼稚園	0	0	0	0	0
		認定こども園	79	133	12	34	35
	特定地域型保育事業		0	3	0	0	0
	他市町へ		2	7	1	4	2
②ー①			0	0	0	0	0

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">福島地区</th><th colspan="5">令和７年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">１号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">２号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">３号</th></tr>
<tr><th>０歳</th><th>１歳</th><th>２歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①　量の見込み</td><td>0</td><td>40</td><td>1</td><td>6</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>0</td><td>39</td><td>1</td><td>6</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>39</td><td>1</td><td>6</td><td>9</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">鷹島地区</th><th colspan="5">令和７年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">１号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">２号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">３号</th></tr>
<tr><th>０歳</th><th>１歳</th><th>２歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①　量の見込み</td><td>0</td><td>18</td><td>2</td><td>2</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>0</td><td>18</td><td>2</td><td>2</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>18</td><td>2</td><td>2</td><td>6</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">全地区合計</th><th colspan="5">令和７年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">１号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">２号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">３号</th></tr>
<tr><th>０歳</th><th>１歳</th><th>２歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①　量の見込み</td><td>81</td><td>314</td><td>26</td><td>75</td><td>90</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>79</td><td>303</td><td>25</td><td>71</td><td>88</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>170</td><td>13</td><td>37</td><td>53</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>79</td><td>133</td><td>12</td><td>34</td><td>35</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>2</td><td>8</td><td>1</td><td>4</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="3">②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

量の見込み（令和８年度）

【単位：人】

松浦地区		令和８年度				
		１号（3～5 歳）	２号（3～5 歳）	３号 0 歳	３号 1 歳	３号 2 歳
①量の見込み		75	235	22	80	69
②確保方策	特定教育・保育施設	73	226	21	75	67
	保育所（園）	0	104	10	35	35
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	73	122	11	40	32
	特定地域型保育事業	0	3	0	0	0
	他市町へ	2	6	1	5	2
②－①		0	0	0	0	0

【単位：人】

福島地区		令和８年度				
		１号（3～5 歳）	２号（3～5 歳）	３号 0 歳	３号 1 歳	３号 2 歳
①　量の見込み		0	35	1	7	8
②確保方策	特定教育・保育施設	0	34	1	7	8
	保育所（園）	0	34	1	7	8
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	他市町へ	0	1	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

【単位：人】

鷹島地区		令和８年度				
		１号（3～5 歳）	２号（3～5 歳）	３号		
				０歳	１歳	２歳
① 量の見込み		0	18	2	4	4
②確保方策	特定教育・保育施設	0	18	2	4	4
	保育所（園）	0	18	2	4	4
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	他市町へ	0	0	0	0	0
②ー①		0	0	0	0	0

【単位：人】

全地区合計		令和８年度				
		１号（3～5 歳）	２号（3～5 歳）	３号		
				０歳	１歳	２歳
① 量の見込み		75	288	25	91	81
②確保方策	特定教育・保育施設	73	278	24	86	79
	保育所（園）	0	156	13	46	47
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	73	122	11	40	32
	特定地域型保育事業	0	3	0	0	0
	他市町へ	2	7	1	5	2
②ー①		0	0	0	0	0

量の見込み（令和９年度）

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">松浦地区</th><th colspan="5">令和 9 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
(3～5 歳)</th><th rowspan="2">2 号
(3～5 歳)</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">① 量の見込み</td><td>71</td><td>223</td><td>21</td><td>79</td><td>83</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>69</td><td>214</td><td>20</td><td>74</td><td>81</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>98</td><td>9</td><td>34</td><td>42</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>69</td><td>116</td><td>11</td><td>40</td><td>39</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>2</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="3">②ー①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">福島地区</th><th colspan="5">令和 9 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
(3～5 歳)</th><th rowspan="2">2 号
(3～5 歳)</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①量の見込み</td><td>0</td><td>33</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>0</td><td>32</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>32</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">②ー①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

鷹島地区		令和９年度				
		１号 （3～5 歳）	２号 （3～5 歳）	３号		
				０歳	１歳	２歳
①量の見込み		0	14	2	4	5
②確保方策	特定教育・保育施設	0	14	2	4	5
	保育所（園）	0	14	2	4	5
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	他市町へ	0	0	0	0	0
②ー①		0	0	0	0	0

【単位：人】

全地区合計		令和９年度				
		１号 （3～5 歳）	２号 （3～5 歳）	３号		
				０歳	１歳	２歳
①量の見込み		71	270	24	90	98
②確保方策	特定教育・保育施設	69	260	23	85	96
	保育所（園）	0	144	12	45	57
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	69	116	11	40	39
	特定地域型保育事業	0	3	0	0	0
	他市町へ	2	7	1	5	2
②ー①		0	0	0	0	0

量の見込み（令和 10 年度）

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">松浦地区</th><th colspan="5">令和 10 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">2 号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①量の見込み</td><td>62</td><td>193</td><td>22</td><td>76</td><td>81</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>61</td><td>186</td><td>21</td><td>71</td><td>79</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>85</td><td>10</td><td>33</td><td>41</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>61</td><td>101</td><td>11</td><td>38</td><td>38</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="3">②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">福島地区</th><th colspan="5">令和 10 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">2 号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①量の見込み</td><td>0</td><td>31</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>0</td><td>30</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>30</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

鷹島地区		令和10年度				
		1号（3～5歳）	2号（3～5歳）	3号		
				0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		0	16	1	4	5
②確保方策	特定教育・保育施設	0	16	1	4	5
	保育所（園）	0	16	1	4	5
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	他市町へ	0	0	0	0	0
②ー①		0	0	0	0	0

【単位：人】

全地区合計		令和10年度				
		1号（3～5歳）	2号（3～5歳）	3号		
				0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		62	240	24	87	96
②確保方策	特定教育・保育施設	61	232	23	82	94
	保育所（園）	0	131	12	44	56
	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	61	101	11	38	38
	特定地域型保育事業	0	2	0	0	0
	他市町へ	1	6	1	5	2
②ー①		0	0	0	0	0

量の見込み（令和 11 年度）

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">松浦地区</th><th colspan="5">令和 11 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">2 号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①量の見込み</td><td>64</td><td>200</td><td>21</td><td>75</td><td>79</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>63</td><td>192</td><td>20</td><td>70</td><td>77</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>88</td><td>9</td><td>32</td><td>40</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>63</td><td>104</td><td>11</td><td>38</td><td>37</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="3">②ー①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">福島地区</th><th colspan="5">令和 11 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">2 号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="3">①　量の見込み</td><td>0</td><td>31</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td colspan="2">特定教育・保育施設</td><td>0</td><td>30</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>30</td><td>1</td><td>7</td><td>10</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">他市町へ</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">②ー①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">鷹島地区</th><th colspan="5">令和 11 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">2 号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 量の見込み</td><td>0</td><td>14</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td>特定教育・保育施設</td><td>0</td><td>14</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr>
<tr><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>14</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>他市町へ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">②ー①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

【単位：人】

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">全地区合計</th><th colspan="5">令和 11 年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
（3～5 歳）</th><th rowspan="2">2 号
（3～5 歳）</th><th colspan="3">3 号</th></tr>
<tr><th>0 歳</th><th>1 歳</th><th>2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 量の見込み</td><td>64</td><td>245</td><td>23</td><td>85</td><td>93</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②確保方策</td><td>特定教育・保育施設</td><td>63</td><td>236</td><td>22</td><td>80</td><td>91</td></tr>
<tr><td>保育所（園）</td><td>0</td><td>132</td><td>11</td><td>42</td><td>54</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>63</td><td>104</td><td>11</td><td>38</td><td>37</td></tr>
<tr><td>特定地域型保育事業</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>他市町へ</td><td>1</td><td>7</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">②ー①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進

保育所等に通っていない満３歳未満のこどもについて、家庭における不安感や孤立を軽減し、すべてのこどもの育ちを応援することを目的に、親の就労状況に関わらず通園できる制度です。

本事業は、令和７年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和８年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

本市では、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

量の見込みの考え方	国の標準的な算出による

【単位：人日】

松浦地区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児					
①量の見込み	－	2	2	2	2
②確保方策	－	2	2	2	2
1 歳児					
①量の見込み	－	1	1	1	1
②確保方策	－	1	1	1	1
2 歳児					
①量の見込み	－	1	1	1	1
②確保方策	－	1	1	1	1

福島地区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児					
①量の見込み	－	1	1	1	1
②確保方策	－	1	1	1	1
1 歳児					
①量の見込み	－	1	1	1	1
②確保方策	－	1	1	1	1
2 歳児					
①量の見込み	－	1	1	1	1
②確保方策	－	1	1	1	1

鷹島地区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児					
①量の見込み	−	1	1	1	1
②確保方策	−	1	1	1	1
1 歳児					
①量の見込み	−	1	1	1	1
②確保方策	−	1	1	1	1
2 歳児					
①量の見込み	−	1	1	1	1
②確保方策	−	1	1	1	1

提供体制と確保の内容	制度について、各園の実情に合わせて導入を検討しており、受け皿の確保に努めていきます。

（３）教育・保育等サービスの充実

施策名	内容と方向性	主な担当課
休日保育事業	内　容▶保護者の勤務形態の多様化に対応し、日曜や祝日にこどもを保育所（園）・認定こども園で預かる事業です。現在市内１か所で実施しています。就労形態の多様化に伴い、サービス業などは日曜出勤の職場が増えています。 方向性▶今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
障害児保育事業	内　容▶身体的な障がい、自閉スペクトラム症や注意欠如多動症等、発達障がいあるいはその傾向のあるこどもを保育施設で可能な限り受け入れ、保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の自立支援に努めています。 方向性▶必要性が高くなっていることから、今後も継続して実施していきます。	子育て・こども課
保育所（園）・認定こども園の施設整備	内　容▶安全・安心な保育環境の確保のため、保育所（園）・認定こども園の改修・整備に向けての計画を定め、国の補助金を活用しながら、施設の改築、改修等の施設整備を推進します。 方向性▶安全・安心な保育環境の確保のため、必要に応じ、施設の改築及び改修を実施していきます。	子育て・こども課

（４）地域子ども・子育て支援事業の充実

○利用者支援事業

こども及びその保護者が、保育所（園）・認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。また、「こども家庭センター」にて母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営し、すべてのこどもと家庭、妊産婦に対して切れ目のない支援を提供します。

量の見込みの考え方	見込み量・確保方策ともに「か所」で見込むため、今後の整備方針で見込みを設定。妊婦等包括相談支援事業型については、推定妊婦健診対象者に 3 回の面談等を想定して見込みを設定。

【単位：か所】

全市区	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
（地域子育て相談機関）					
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
こども家庭センター型					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型（回）					
①量の見込み	405	396	384	375	366
②確保方策	405	396	384	375	366
提供体制と確保の内容	「みんなの子育て広場（URACCO）」を中心に、子育て中の世帯に対して情報提供に努めています。令和 3 年度から利用者支援事業（母子保健型）の子育て世代包括支援センター（だっこだっこ）と連携し、月に 1 度『出張だっこだっこ』を開催し子育て支援を行っています。令和 6 年度に、子育て・こども課内に設置した「こども家庭センター」にて、これまでの基本型と母子保健型の相談支援両機能が連携協働し、新たに「妊婦等包括相談支援事業」も含め、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ切れ目ない支援を行う相談支援を実施していきます。				

（地域子育て相談機関は、中学校区に 1 か所を目安に設定することを原則としていることから、中学校区 7 か所での実施を目指していきます。）

○地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに子育てサークルを支援する事業です。

量の見込みの考え方	令和２年度～令和５年度の４年間の実績値を使用。利用について増加傾向にあるため、実績の最大値を採用して見込みを算出

【単位：人（延べ利用者数／月）】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	838	860	901	876	854
②確保方策	838	860	901	876	854
②―①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	各保育所（園）・認定こども園の自主事業として行っているほか、児童館において、子育てに不安を持つ保護者への育児支援などを行っています。拠点事業としての役割を果たせるよう、今後も努めていきます。				

○妊婦健診

妊婦一般健康診査の受診を奨励し、妊娠中の健康管理を促進する事業です。

量の見込みの考え方	利用人数÷（該当年の０歳人口+翌年の０歳人口/2）で利用率を算出。令和２年度～令和５年度の利用率最大値、１人当たり健診回数の平均値を対象人口に掛けて算出

【単位：人（延べ利用者数）】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,218	1,189	1,155	1,126	1,097
②確保方策	1,218	1,189	1,155	1,126	1,097
②―①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	母子健康手帳発行時など機会を捉えて妊婦健診の受診勧奨を行うとともに、すべての妊婦を対象に妊娠中の健康管理を促し、健康診査の受診を推進します。				

〇乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育ての孤立化を防ぐため、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

量の見込みの考え方	各年度の０歳人口推計を採用

【単位：人】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	107	105	102	99	97
②確保方策	107	105	102	99	97
②—①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	保健師及び助産師が、乳児のいるすべての家庭を訪問します。				

〇養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、育児支援家庭訪問員等が訪問し、養育に関する指導助言等を行う事業です。

量の見込みの考え方	令和２年度～令和５年度の４年間の実績値を使用。利用について、実績の平均値を採用して見込みを算出

【単位：人（延べ利用者数）】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	212	201	191	182	175
②確保方策	212	201	191	182	175
②—①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	支援等を必要とする家庭に対して継続的な支援を行います。				

〇子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、育児支援家庭訪問員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

量の見込みの考え方	国の標準的な算出による

【単位：人日（延べ利用者数）】

全市区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	237	229	219	211	201
②確保方策	237	229	219	211	201
提供体制と確保の内容	利用見込み、提供体制については、実情に応じて随時見直しを行っていきます。				

〇児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

量の見込みの考え方	国の標準的な算出による

【単位：人（実人数）】

全市区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	72	68	67	62
②確保方策	75	72	68	67	62
提供体制と確保の内容	利用見込み、提供体制については、実情に応じて随時見直しを行っていきます。				

〇親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

量の見込みの考え方	国の標準的な算出による

【単位：人（実人数）】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3	3	3	2	2
②確保方策	3	3	3	2	2
提供体制と確保の内容	利用見込み、提供体制については、実情に応じて随時見直しを行っていきます。				

〇子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気やその他の理由により、子育てが一時的に困難となった場合などに児童福祉施設等において一定期間養育を行う事業です。

量の見込みの考え方	令和２年度～令和５年度の 4 年間の実績値を使用。利用について増加傾向がみられ、今後も同程度の利用ニーズが継続することを想定し、実績の最大値を採用して見込みを算出

【単位：人日（延べ利用者数）】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	4	3	3	3	3
②確保方策	4	3	3	3	3
②─①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	必要に応じて情報提供・紹介できる体制を整えます。				

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てと家庭の両立及び子育てを支援するため、こども(乳幼児や小学生)を預かってほしい方（依頼会員）とこどもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

量の見込みの考え方	ニーズ調査（子育て世帯へのアンケート調査）による利用意向をもとに算出

【単位：人日（延べ利用者数)】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	50	47	47	43	43
②確保方策	50	47	47	43	43
提供体制と確保の内容	現段階において、本市ではファミリー・サポート・センターを設置していないため、支援が必要なご家庭には育児支援家庭訪問員が必要に応じてサポートを行うことで対応しています。今回のニーズ調査における利用意向を踏まえ、確保に努めていきます。				

○一時預かり事業等

保護者が就労や病気、その他私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難になる場合に乳幼児を保育所（園)・認定こども園で一時的に預かる事業です。幼稚園等では、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに在園児を対象に預かります。

量の見込みの考え方	令和２年度～令和 5 年度の 4 年間の実績値を使用。利用について、実績の平均値を採用して見込みを算出

■一時預かり（保育所・認定こども園）　【単位：人日（延べ利用者数)】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	516	498	491	457	456
②確保方策	516	498	491	457	456
②―①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	市内各園で、一時的な保育の受け入れが可能か判断し受け入れを行っており、今後も継続して実施していきます。				

■預かり保育（幼稚園等）　【単位：人日（延べ利用者数)】

全市区	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	14,537	13,486	12,610	11,209	11,384
②確保方策	14,537	13,486	12,610	11,209	11,384
②―①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	今後も各園で継続して実施していきます。				

○延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常保育（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

量の見込みの考え方	令和 2 年度～令和 5 年度の 4 年間の実績値を使用。利用について、実績の平均値を採用して見込みを算出

【単位：人日（延べ利用者数）】

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
松浦地区	①量の見込み	11,760	11,520	11,280	10,320	10,320
	②確保方策	11,760	11,520	11,280	10,320	10,320
	②—①	0	0	0	0	0
福島地区	①量の見込み	1,920	1,680	1,680	1,680	1,680
	②確保方策	1,920	1,680	1,680	1,680	1,680
	②—①	0	0	0	0	0
鷹島地区	①量の見込み	720	720	720	720	720
	②確保方策	720	720	720	720	720
	②—①	0	0	0	0	0
市内全域	①量の見込み	14,400	13,920	13,680	12,720	12,720
	②確保方策	14,400	13,920	13,680	12,720	12,720
	②—①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容		就労形態の多様化に伴い、市内各園で延長保育を実施しており、今後も必要に応じ、確保していきます。				

〇病後児保育事業

病気回復期にある児童を保育所（園）・認定こども園の専用スペースにおいて、看護師を配置し一時的に預かる事業です。

量の見込みの考え方	令和 2 年度～令和 5 年度の 4 年間の実績値を使用。利用者の潜在的なニーズを考慮し実績の最大値を採用して見込みを算出

【単位：人日（延べ利用者数）】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	48	45	43	41	40
②確保方策	48	45	43	41	40
②―①	0	0	0	0	0
提供体制と確保の内容	市内 1 か所で実施しています。実施か所を増やすことについては、施設整備のこともあり、保育所等以外の場所も視野に入れ、利用希望者数など全体的に様子をみながら協議していきます。				

〇産後ケア事業

出産後 1 年未満の産婦と乳児を対象に、産後の休養や心身のケアを目的として宿泊、日帰り、短時間、訪問の各プランで産後をケアする事業です。

量の見込みの考え方	国の標準的な算出による

【単位：人日（延べ利用者数）】

全市区	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	30	29	29	28	27
②確保方策	30	29	29	28	27
提供体制と確保の内容	現在、松浦市内では、1 か所で実施しています。併せて近隣自治体における産後ケア事業について周知を行っています。今後も実施機関と連携をとりながら、宿泊型（ショートステイ）、デイサービス型（デイサービス）、アウトリーチ型（訪問ケア）それぞれについて、ニーズを踏まえた情報提供やケアの提供を行っていきます。				

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、施設等で放課後及び長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの健全育成を図る事業です。

量の見込みの考え方	令和 2 年度～令和 5 年度の 4 年間の実績値を使用。利用について実績の最大値を採用して見込みを算出

① 量の見込み　　【単位：人（登録児童月平均）】

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全域	小学 1 年生	72	78	69	87	60
	小学 2 年生	78	62	71	60	78
	小学 3 年生	57	57	46	50	44
	低学年	207	197	186	197	182
	小学 4 年生	36	34	34	27	30
	小学 5 年生	27	27	24	24	20
	小学 6 年生	14	11	11	10	10
	高学年	77	72	69	61	60
	合計	284	269	255	258	242
星鹿小学校区	小学 1 年生	8	9	8	10	7
	小学 2 年生	9	7	8	7	9
	小学 3 年生	6	6	5	6	5
	小学 4 年生	4	4	4	3	3
	小学 5 年生	3	3	3	3	2
	小学 6 年生	2	1	1	1	1
	合計	32	30	29	30	27
御厨小学校区	小学 1 年生	10	11	9	12	8
	小学 2 年生	11	9	10	8	11
	小学 3 年生	8	8	6	7	6
	小学 4 年生	5	5	5	4	4
	小学 5 年生	4	4	3	3	3
	小学 6 年生	2	2	2	1	1
	合計	40	39	35	35	33
志佐小学校区	小学 1 年生	22	24	21	27	18
	小学 2 年生	24	19	22	18	24
	小学 3 年生	17	17	14	15	13
	小学 4 年生	11	10	10	8	9
	小学 5 年生	8	8	7	7	6
	小学 6 年生	4	3	3	3	3
	合計	86	81	77	78	73
上志佐小学校区	小学 1 年生	6	6	6	7	5
	小学 2 年生	6	5	6	5	6
	小学 3 年生	5	5	4	4	4
	小学 4 年生	3	3	3	2	3
	小学 5 年生	2	2	2	2	2
	小学 6 年生	1	1	1	1	1
	合計	23	22	22	21	21

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
調川小学校区	小学１年生	7	8	7	9	6
	小学２年生	8	6	7	6	8
	小学３年生	6	6	5	5	4
	小学４年生	4	3	3	3	3
	小学５年生	3	3	2	2	2
	小学６年生	1	1	1	1	1
	合計	29	27	25	26	24
今福小学校区	小学１年生	6	6	6	7	5
	小学２年生	6	5	6	5	6
	小学３年生	5	5	4	4	4
	小学４年生	3	3	3	2	3
	小学５年生	2	2	2	2	2
	小学６年生	1	1	1	1	1
	合計	23	22	22	21	21
福島養源小学校区	小学１年生	8	9	8	10	7
	小学２年生	9	7	8	7	9
	小学３年生	6	6	5	6	5
	小学４年生	4	4	4	3	3
	小学５年生	3	3	3	3	2
	小学６年生	2	1	1	1	1
	合計	32	30	29	30	27
鷹島小学校区	小学１年生	5	5	4	5	4
	小学２年生	5	4	4	4	5
	小学３年生	4	4	3	3	3
	小学４年生	2	2	2	2	2
	小学５年生	2	2	2	2	1
	小学６年生	1	1	1	1	1
	合計	19	18	16	17	16
提供体制と確保の内容		星鹿、御厨、志佐、上志佐、調川、今福、福島、鷹島の各小学校区にて８か所で実施しており、今後も利用児童数の推移をみながら継続して事業を実施していきます。				

【放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）に基づく計画】

これまで、放課後にこどもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、こどもの居場所づくりの充実に関する市の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定し、取組が進められてきました。この「新・放課後子ども総合プラン」は令和５年度末をもって終了しましたが、引き続き「子ども・子育て支援事業計画」と連動し継続的かつ計画的に取組を進めることが求められています。本市においては以下の方針で、放課後のこどもたちへの取組を進めます。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

市町村が取り組むべき項目	市の方針
待機児童解消に向けた具体的な取組	令和 11 年度までの量の見込みや学校区ごとの人口の状況、利用者のニーズにより、放課後児童クラブをはじめ、引き続き受け皿の確保に努めます。

■放課後子ども教室（地域子ども教室）

市町村が取り組むべき項目	市の方針
目標事業量等の設定	放課後子ども教室の利用実績を基に、計画期間内における目標事業量等を設定します。

【目標事業量】	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
教室数	か所	3	3	3	3	3

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室（地域子ども教室）との連携

市町村が取り組むべき項目	市の方針
校内交流型及び連携型（※）の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量 （※）校内交流型…放課後児童クラブと放課後子ども教室を同会場、同日時で開催する形態。／連携型…放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の会場で、教室のプログラムを体験する形態。	次代を担う人材育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要となります。共働き家庭などの児童に限らず、すべての児童が多様な体験･活動を行うことができるよう、令和 11 年度までに、校内交流型又は連携型（※）の実施について、３か所の事業実施を継続していきます。
放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型、連携型の推進に関する具体的な取組	教育委員会と連携して、定期的な検討の場を設け、校内交流型又は連携型の実施について協議します。
放課後児童クラブと放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な取組	学校内での放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては今後も小学校と連携を図りながら継続して実施していきます。
放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係る子育て・こども課と教育委員会の連携に関する取組	両事業に係る課題が発生した場合に、教育委員会と連携して、調査や協議を行います。
放課後児童クラブ職員の資質向上のための取組	こどもの健全育成を図る役割を担うべき支援員の資質向上のため各機関が実施する研修への積極的な参加を推進します。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組	放課後児童クラブでは、障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備の検討等、適切に対応し、円滑な実施を図れるよう推進していきます。

第６章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

（1）推進体制の確立

本計画の推進は、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、福祉、教育、保健・医療、雇用など様々な分野での関わりが必要であるため、庁内の関係部局、関係機関、住民団体等との連携・協働により、施策の進捗状況等を共有しながら取り組んでいきます。

（2）情報提供周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法など広報誌や市のホームページ等を活用して周知し、必要に応じて説明会を実施するなど、市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。今後は子育て支援と合わせて、こども・若者が権利の主体であることを市内の多様な施設・サービス等の情報を広報誌及びパンフレット等の媒体、市のホームページ及び SNS 等のインターネットを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

（3）県等との連携

専門性の高い施策等や市の区域を超えた広域的な対応が必要な施策等については、周辺市町や県と連携・調整を図りながら計画の推進に努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているのかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については市のホームページ等を通じて公表していきます。

資　料

1　設置条例

松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会設置条例

平成２５年３月２９日
条例第７号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第７２条第１項及びこども基本法（令和４年法律第７７号。以下「基本法」という。）第１３条第３項の規定に基づき、松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、支援法第３１条第２項に規定する事項を処理すること。
(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、支援法第４３条第２項に規定する事項を処理すること。
(3) 松浦市子ども・子育て支援事業計画に関し、支援法第６１条第７項に規定する事項を処理すること。
(4) 松浦市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
(5) 基本法第１０条第２項に規定する計画の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。
(6) その他こども施策の推進に関し、必要な事項を調査審議すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者
(2) 子ども・子育て支援関係者
(3) 子どもの保護者
(4) その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、子育て・こども課において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の日以降、最初に開かれる協議会は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成２７年条例第１４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（委員の任命の特例）

２　この条例の施行の際現に委員として委嘱又は任命されている者は、この条例による改正後の松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会設置条例第３条第２項に規定する市長が委嘱又は任命する者とみなす。

（委員の任期の特例）

３　この条例の施行の日から平成２８年３月３１日までに新たに委嘱又は任命された委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成２９年２月１８日までとする。

附　則（令和２年９月２５日条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会設置条例の規定は、令和２年９月１０日から適用する。

附　則（令和５年３月２４日条例第１５号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年９月２６日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

2　委員名簿

（順不同）

No.	氏　名	構成機関	備　考
1	坂口　　点	松医会	
2	福井　隆弘	松浦市校長会	会　長
3	山川　利彦	松浦市商工業労政推進協議会	
4	氏山　智美	松浦市母子保健推進員	
5	岡村　正義	民生委員児童委員協議会（主任児童委員・松浦地区）	
6	坂本　則子	民生委員児童委員協議会（主任児童委員・鷹島地区）	
7	前田　弘子	民生委員児童委員協議会（主任児童委員・福島地区）	
8	松浦　敬乘	松浦市保育会	副会長
9	角田　良夫	認定こども園	
10	大石　素子	松浦市ＰＴＡ連合会	
11	立木　　稔	認定こども園保護者	
12	大浦　知沙	保育所保護者	
13	渡邊　貴久	松浦市社会福祉協議会	
14	佐藤　利枝	教育委員会学校教育課	
15	橋本　淳子	教育委員会生涯学習課	

3 策定の経緯

開催日時	策定経過	主な内容
令和６年７月４日～ ７月 19 日	アンケート調査	小学生保護者調査
令和６年７月９日～ ７月 26 日	アンケート調査	就学前保護者調査
令和６年８月９日～ ８月 30 日	事業者ヒアリング調査	保育所・認定こども園 放課後児童クラブ
令和６年 10 月 30 日	第１回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	第３期松浦市子ども子育て支援事業計画骨子案（第１章～３章）の審議 ・調査報告 ・第２期の評価 ・第３期の方向性
令和６年 11 月 28 日	第２回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	第３期松浦市子ども子育て支援事業計画素案（第４章～５章）の審議 ・基本目標と施策展開 ・見込み量と提供体制
令和７年１月７日～ ２月６日	パブリックコメント	松浦市ホームページ、子育て・こども課、各支所・出張所にて閲覧
令和７年２月 17 日	第３回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	パブリックコメントの報告

開催日時	策定経過	主な内容
令和６年 12 月 13 日 ～12 月 27 日	若者アンケート調査	松浦市在住の 18～39 歳
令和７年 11 月 28 日	第１回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	松浦市こども計画素案の審議
令和８年１月９日～ ２月９日	パブリックコメント	松浦市ホームページ、子育て・こども課、各支所・出張所にて閲覧
令和８年２月 19 日	第２回松浦市子ども・子育て支援対策地域協議会	パブリックコメントの報告

松浦市こども計画

発行年月：令和８年３月
発　　行：長崎県　松浦市　子育て・こども課
〒859-4598　長崎県松浦市志佐町里免 365 番地
電話：0956-72-1111　ファックス：0956-72-5241
http://www.city-matsuura.jp/

松浦市こども計画

MATSUURA-CITY